

# 沖縄県配偶者等からの暴力防止及び 被害者支援基本計画（改定版）

令和6年8月



沖 縄 県

## はじめに

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その被害者は、多くの場合女性であることから、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定され、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護は、国及び地方公共団体の責務とされました。

沖縄県においては、平成18年3月に「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、平成22年1月に改定を行いながら、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策を総合的に推進してまいりました。

この度、沖縄県におけるこれまでの取組状況や社会の動向、関係機関等の意見を踏まえ、令和5年9月に改正された国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に則し、同計画を改定いたしました。

県といたしましては、今後とも、国、市町村、関係機関及び民間団体等と連携を図りながら、当該計画に基づく各種施策を着実に推進し、配偶者等からの暴力を許さない、誰もが個人として尊重される社会の実現に向け取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、同計画の改定にあたり、御尽力をいただきました計画策定等委員会の皆様を始めとして、貴重な御意見をいただきました多くの方々に深く感謝申し上げます。

令和6年8月

沖縄県知事 玉城 デニー

## 目 次

<b>第 1 章 計画の基本的な考え方</b> .....	1
1 計画策定等の趣旨 .....	1
2 計画の性格 .....	1
3 計画の基本理念.....	2
4 基本目標.....	2
5 計画の位置づけ.....	2
6 計画の見直し.....	2
7 計画の策定等と進行管理 .....	2
8 施策の体系図.....	3
<b>第 2 章 配偶者等からの暴力をとりまく現状</b> .....	5
1 配偶者等からの暴力の現状.....	5
2 配偶者等からの暴力に対する取組.....	8
<b>第 3 章 施策の内容</b> .....	11
基本目標 1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進.....	12
(1) 人権教育・啓発活動の推進.....	12
(2) 地域における活動.....	13
(3) 加害者対策への取組.....	14
基本目標 2 被害者の保護のための体制整備.....	14
(1) 発見・通報.....	15
(2) 相談体制・対応の充実 .....	17
(3) 一時保護体制・対応の充実.....	19
(4) 一時保護所退所後の施設における保護.....	22
(5) 医学的・心理学的支援 .....	24
(6) 外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助.....	25
基本目標 3 被害者の自立を支援する環境整備 .....	27

(1) 経済的支援の充実.....	27
(2) 就業に向けた支援.....	28
(3) 住宅確保に関する支援の充実 .....	30
(4) 子育て支援.....	31
(5) 児童生徒の就学についての支援.....	32
(6) 国民年金の加入手続等における支援 .....	33
(7) 医療保険の加入手続等における支援 .....	34
(8) プライバシーの保護.....	35
(9) 法的支援、司法手続に関する支援.....	36
基本目標 4 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働 .....	37
(1) 施策調整機能の強化.....	38
(2) 職務関係者の資質向上 .....	39
(3) 民間団体との協働.....	40
(4) 苦情の適切かつ迅速な処理.....	41
<b>【参考資料】</b> .....	<b>42</b>
資料 1 「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定経過.....	43
資料 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	44
資料 3 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画 策定等委員会設置要綱.....	56
資料 4 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画 策定等委員会委員名簿.....	57
資料 5 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画 策定等庁内幹事会設置要綱 .....	58
資料 6 沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議設置要綱.....	60
資料 7 用語解説.....	62
資料 8 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する事業等一覧 .....	67

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定等の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者等からの暴力被害者（以下「被害者」という。）は、多くの場合女性であり、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

また、配偶者等からの暴力は、家庭内や交際関係の中で行われることが多いため、外部からその発見が困難であり、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このような状況の中、2001（平成13）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定され、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護は、国及び地方公共団体の責務とされました。

誰もが個人として尊重され、いきいきと生活できる「ともに支え合う社会」を築くために、配偶者等からの暴力は根絶すべき課題です。

その解決を目指し、県内における推進体制を充実、強化するとともに、市町村や関係機関、民間団体と協働し、配偶者等による暴力行為が「犯罪となる行為をも含む重大な人権問題である」という共通認識の下に、各種の方策を総合的かつ効果的に展開するため、2006（平成18）年3月に「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定しました。

その後、2010（平成22）年1月に改定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策を展開してきました。

この度、沖縄県におけるこれまでの取組状況や社会の動向、関係機関等の意見を踏まえ、令和5年9月に改正された国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に則し、県基本計画を改定します。

## 2 計画の性格

- (1) 配偶者暴力防止法第2条の3第1項に基づく県の責務として策定する計画です。
- (2) 県は、この計画の趣旨に沿って施策を実施します。
- (3) 市町村は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づき、市町村基本計画を定めるよう努めなければならないとされています。市町村基本計画については、国の基本方針に即し、かつ、この計画を勘案して定めるよう努めるものとします。
- (4) 関係機関、民間団体等に対しては、この計画の趣旨に沿った各種活動における県、市町村との連携を求めるものです。また、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進に向けた積極的な取組を期待するものです。
- (5) 県民に対しては、この計画の趣旨に沿った取組に理解と協力を求めるものです。

### 《 関連する主な SDGs ゴール 》



### 3 計画の基本理念

---

配偶者等からの暴力を許さない社会づくり

### 4 基本目標

---

計画の基本理念に基づき、4つの基本目標を定めます。

基本目標1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

基本目標2 被害者の保護のための体制整備

基本目標3 被害者の自立を支援する環境整備

基本目標4 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働

### 5 計画の位置づけ

---

- (1) この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するとともに、第6次沖縄県男女共同参画計画の目標4「社会全体における男女共同参画の実現」の中の施策4「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けます。
- (2) この計画のほか、「沖縄県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」における支援の対象となる困難を抱える女性には、配偶者等からの暴力の被害が含まれていることから、当該計画との整合性を図り、一体となって本県における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策を推進していきます。

### 6 計画の見直し

---

この計画は、国が策定した基本方針が見直された場合や新たに盛り込むべき事項が生じた場合、施策の実施状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

### 7 計画の策定等と進行管理

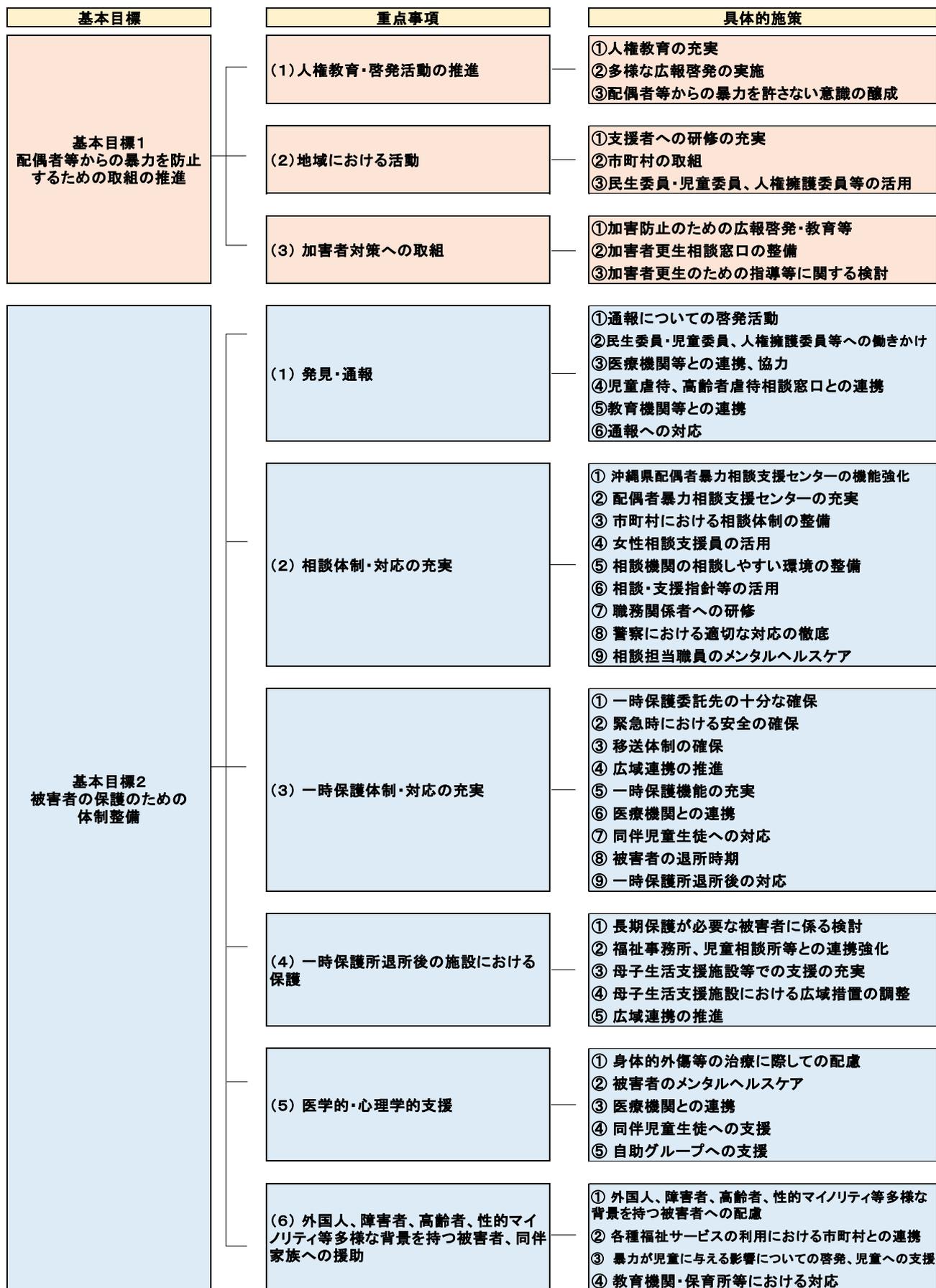
---

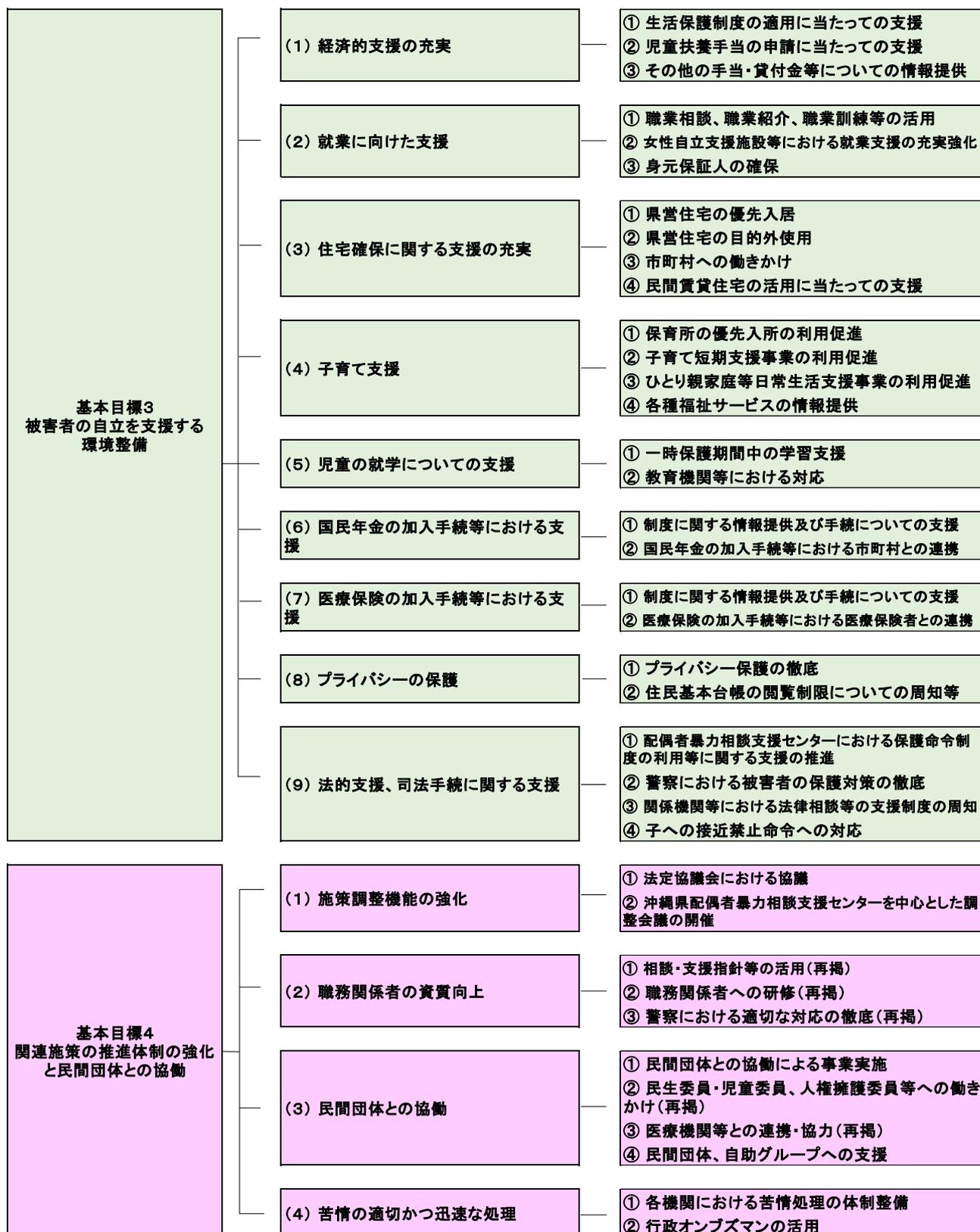
計画の策定等にあたっては、県関係部局間相互の連携を図るため、関係課長等で構成する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画策定等庁内幹事会を設置し協議するとともに、同法に基づく基本計画策定等委員会での審議や沖縄県配偶者等からの暴力対策に係る法定協議会（行政機関・関係機関・民間団体等で構成）（以下、「協議会」という。）や県民意見を聴取するなど、幅広い意見を反映できるよう努めてまいります。

また、この計画における事業実施状況を毎年度、「協議会」にて検証し、その結果を公表します。

## 8 施策の体系図

基本理念: 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり





## 第2章 配偶者等からの暴力をとりまく現状

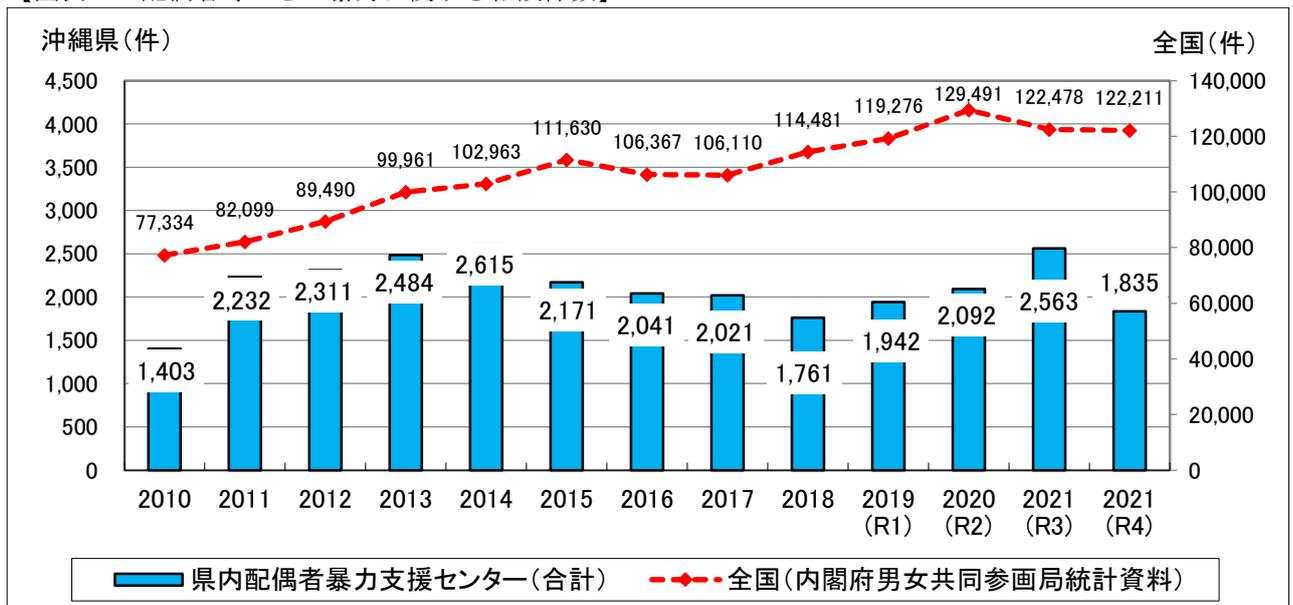
### 1 配偶者等からの暴力の現状

#### (1) 沖縄県における配偶者等からの暴力に関する相談件数

##### ① 配偶者暴力相談支援センターにおける相談状況

2022（令和4）年度に、県内7か所の配偶者暴力相談支援センター（県、北部、南部、中部、宮古、八重山、豊見城市）で受けた相談件数は1,835件で、前年度に比べて728件減少しています。

【図表1 配偶者等からの暴力に関する相談件数】



資料出所：沖縄県（女性力・ダイバーシティ推進課資料）、全国（内閣府男女共同参画局統計資料）

【図表1-1 配偶者等からの暴力に関する相談の種類別状況】



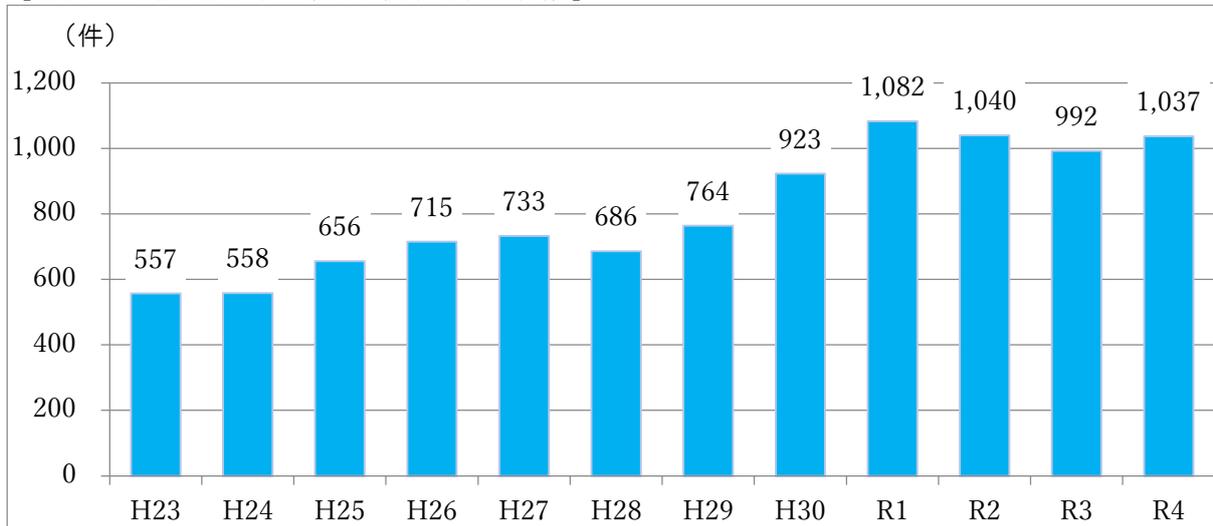
出典：内閣府男女共同参画局ホームページ

## ②沖縄県警察の相談状況

沖縄県警察本部人身安全対策課統計資料によると、2022（令和4）年の県警に寄せられた配偶者暴力相談件数は1,037件で、前年度に比べて45件増加しています。そのうち保護命令を発令した件数は48件でした。

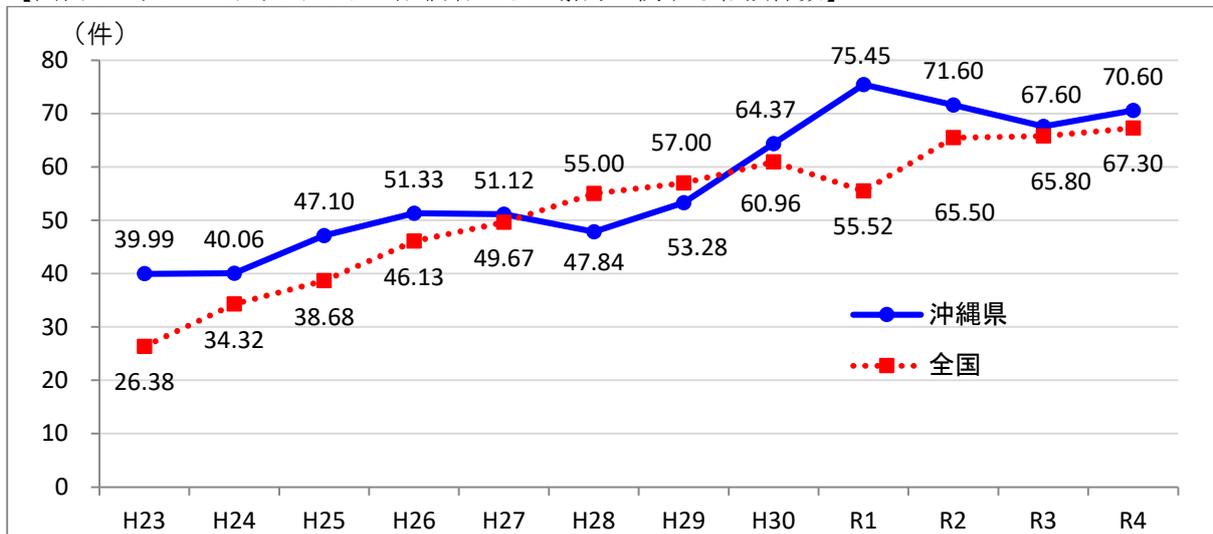
警察庁の統計資料から、人口10万人あたりの相談件数を全国と沖縄県で比較すると、沖縄県は全国を上回っている状況です。

【図表2 配偶者からの暴力に関する相談件数】



出典：沖縄県警察本部人身安全対策課資料 暦年（1～12月）集計

【図表3 人口10万人あたりの配偶者からの暴力に関する相談件数】

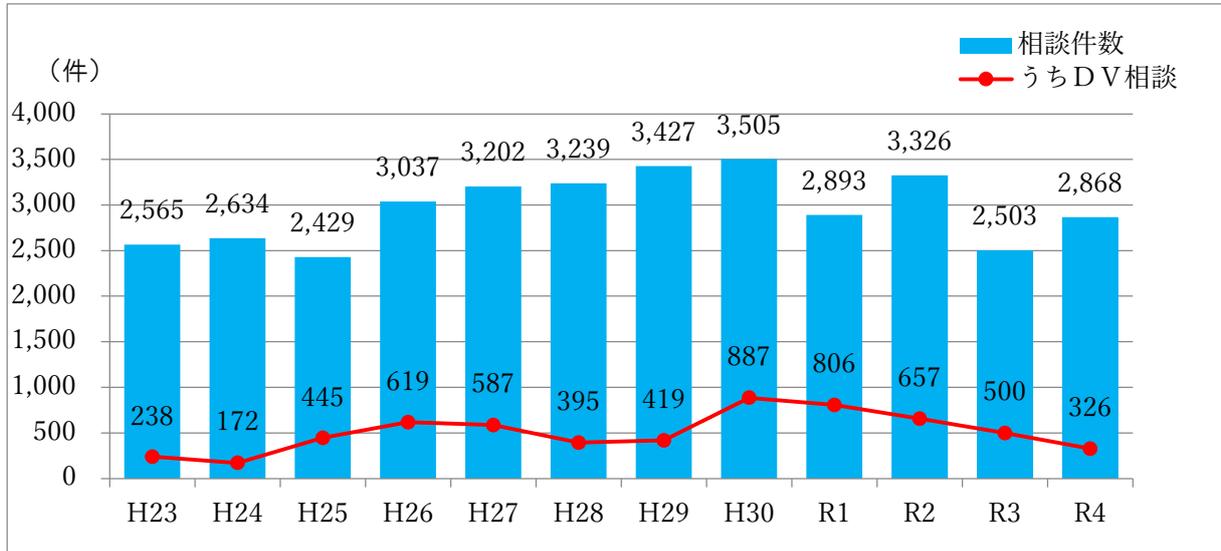


出典：警察庁、沖縄県警察本部人身安全対策課資料

### ③ 沖縄県男女共同参画センターているる相談室の相談状況

沖縄県男女共同参画センターているる相談室に寄せられた2022（令和4）年度の相談件数は、2,868件で、うちDV相談は326件となっています。

【図表4 ているる相談室の相談件数】

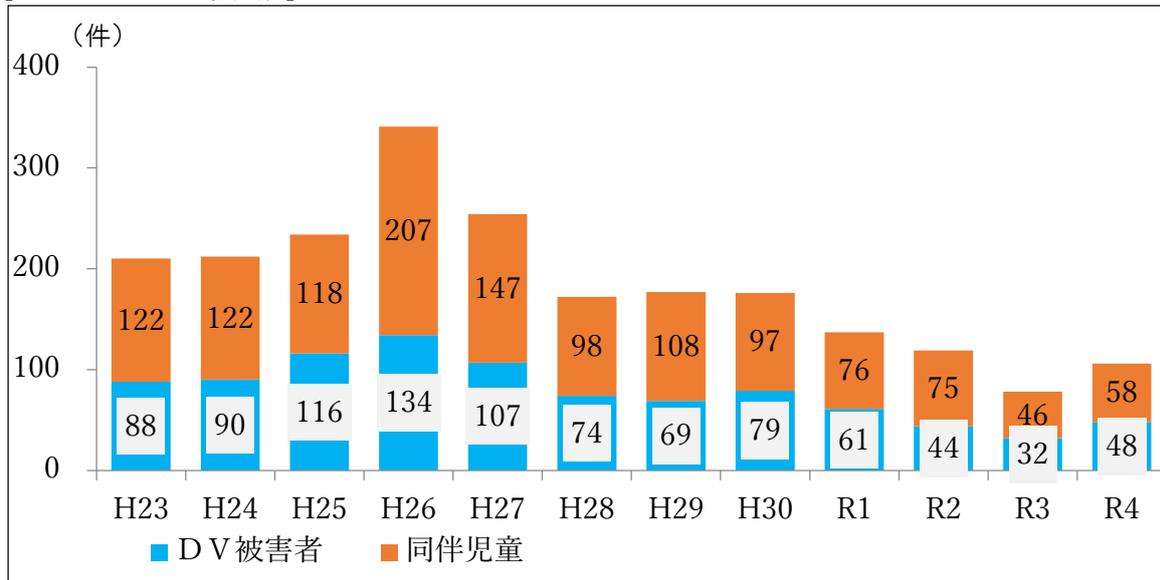


出典：沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課資料

### (2) 女性相談支援センターにおける一時保護の状況

女性相談支援センターにおける「DV被害者」の一時保護入所者数は、2022（令和4）年度は、48名、同伴児童58名となっています。

【図表5 一時保護件数】



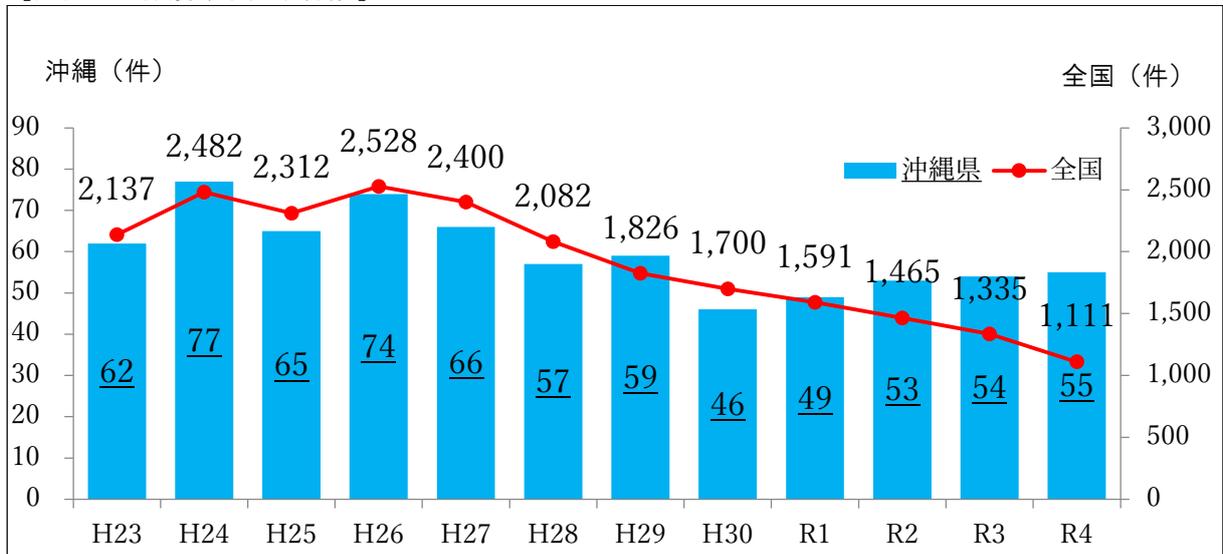
出典：沖縄県女性保護事業のあらまし

### (3) 配偶者等暴力に関する保護命令発令状況

2022（令和4）年における沖縄県内の保護命令発令件数は、55件で、前年度に比べて1件増加しています。

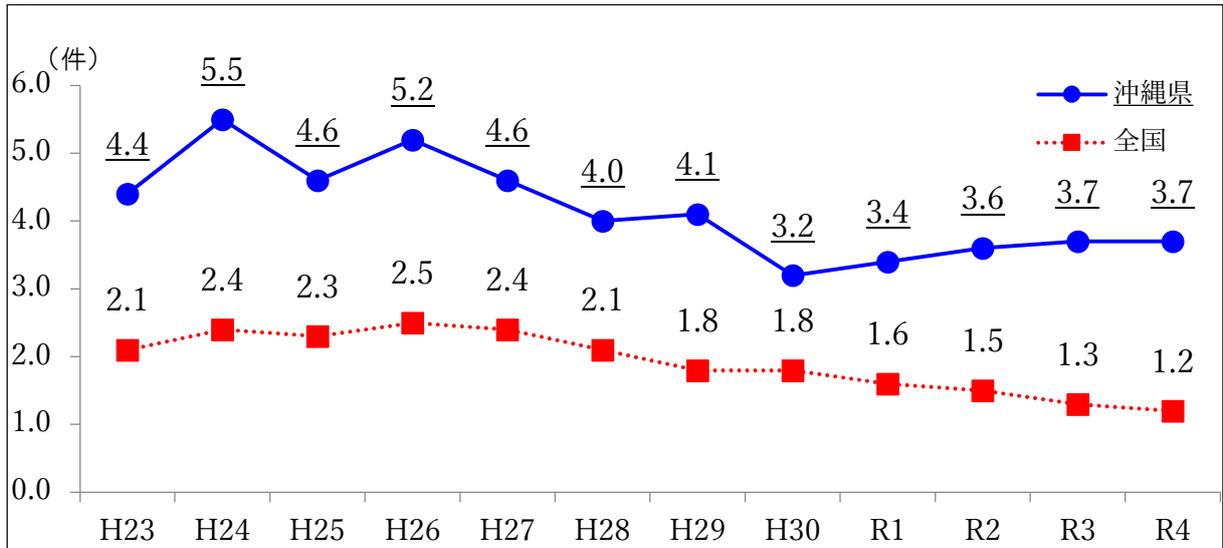
人口 10 万人あたりの保護命令件数では、沖縄県は 3.7 件となっており、全国 1.2 件の約 3 倍となっています。

【図表 6 保護命令発令件数】



出典：最高裁判所事務総務局資料を基に女性力・ダイバーシティ推進課作成 暦年(1~12月)集計

【図表 7 人口 10 万人あたりの保護命令発令件数】



出典：最高裁判所事務総務局資料を基に女性力・ダイバーシティ推進課作成 暦年(1~12月)集計

## 2 配偶者等からの暴力に対する取組

### (1) 国における取組

2000(平成12)年12月、政府は、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定し、その中の1項目として、「夫・パートナーからの暴力への対策の推進」を取り上げました。

2001(平成13)年4月には「配偶者暴力防止法」が成立しました。この法律は「参议院共生社会に関する調査会」から提出され成立した、議員立法です。同法律は2002(平成14)年4月に完全施行されました。

配偶者暴力防止法において、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する国と地方自治体の責務が明記されたことにより、配偶者からの暴力に対する社会の認識も高まってきました。

その後、2004(平成16)年6月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、主務大臣による基本方針及び都道府県による基本計画の策定等を内容とする改正法が公布され、同年12月に施行されました。

また、2005(平成17)年12月には、国の男女共同参画基本計画(第2次)が閣議決定され、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が、重点事項の1つとして取り上げられています。

さらに、2007(平成19)年7月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が制定され、2008(平成20)年1月11日から施行されています。改正法では、保護命令制度の拡充、市町村基本計画の策定及び支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等がうたわれました。

2013(平成25)年6月には、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とすることを内容とする法改正が行われ、2014(平成26)年1月3日に施行されました。この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

2019(令和元年)6月には、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとする法改正が行われました。

2023(令和5)年5月には、配偶者からの暴力等の実情に鑑み、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)及び都道府県基本計画の記載事項の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会に関する規定の創設、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令の制度の拡充等を内容とする法改正が行われ、2024(令和6)年4月1日に施行されました。

## (2) 沖縄県における取組

沖縄県においては、2007(平成19)年3月に「沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」を見直し、2007(平成19)年度から2011(平成23)年度までの5年間を計画期間とする「沖縄県男女共同参画計画(後期)」を策定しました。この中では、「男女の人権の尊重」という基本方向の下に、目標のひとつとして「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げています。

2001(平成13)年4月の「配偶者暴力防止法」の成立を受け、2002(平成14)年度には、沖縄県旧女性相談所を配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設として位置付けました。さらに、2006(平成18)年4月からは、北部福祉保健所、宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所の3施設を、2011(平成23)年には、中部福祉保健所、南部福祉保健所の2施設を配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設として位置付け、配偶者等からの暴力について相談体制を整えるとともに、被害者の

一時保護ができる体制を整備するなど、被害者の安全の確保に努めています。

また、2015（平成27）年2月には、性暴力被害者支援のため、性暴力被害者ワンストップ支援センターを相談センター連携型として開設し相談をスタートさせ、2019（令和元）年8月には、病院拠点型の沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター「with you おきなわ」として、24時間365日の支援が始まりました。

2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5か年計画である「第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」では、目標4「社会全体における男女共同参画の実現」の中の施策4「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」を掲げております。

2022（令和4）年5月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立したことで、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援の対象となる女性に対して効果的に機能することを目指し、2024（令和6）年3月に県計画である「沖縄県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されました。

## 第3章 施策の内容

- 基本目標 1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進
- 基本目標 2 被害者の保護のための体制整備
- 基本目標 3 被害者の自立を支援する環境整備
- 基本目標 4 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働

## 基本目標 1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

配偶者等からの暴力を防止するためには、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識させることが重要です。そのために、地域及び学校を含めた社会全体で配偶者等からの暴力を根絶するための人権教育や広報活動の取組が必要です。

### (1) 人権教育・啓発活動の推進

#### 【現状】

##### ○中・高校生への講習会の実施

中・高校生を対象に、親しい間柄にある者の中で起こる暴力等に対する認識、対処法、その防止に関する講習会等を行っている。

##### ○人権教育の指導体制や職員研修の充実

学校における人権教育の全体計画の作成や人権を考える日の設定、人権ガイドブック等を活用した職員研修の実施等、組織的・計画的な人権教育の充実に努めている。

##### ○人権教育の指導者

人権教育指導者研修会を実施し、人権教育における指導者等の資質向上に努めている。

##### ○一般県民に対する広報啓発の実施

一般県民に対し、講演会や講習会等への参加呼びかけ、リーフレットの作成・配布等により配偶者等からの暴力の防止に関する広報啓発を行っている。

#### 【課題】

##### ○若年層への教育啓発

配偶者等だけでなく、親しい間柄でも起こる暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

##### ○人格を尊重し合う教育、啓発

社会の中で、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、互いに人格を尊重し合う教育や啓発を実施していく必要がある。

#### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
①人権教育の充実	学校及び社会教育に係る関係者（PTA、青年会、女性会、子ども会等）を対象に人権教育指導者研修会を行い、人権意識の高揚を図り、指導者の実践力向上に努めるとともに、生命（いのち）の安全教育の取組を推進し、幼児・児童・生徒の発達の段階を踏まえた人権教育の充実に努めます。	教育庁 生涯学習振興課 義務教育課 （市町村教育委員会） 県立学校教育課 保健体育課
②多様な広報啓発の実施	「だれも被害者、加害者、傍観者にならないため」また「配偶者等からの暴力が自分の身近	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課

	にある重大な人権問題であること」を広報誌やリーフレット、パンフレットの配布等により、関係機関と協力しながら広報啓発を行うとともに、講演会や講習会等を開催します。	警察本部 人身安全対策課
③ 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	シンポジウム、講演会等の開催や、リーフレットの作成及び配布、テレビやラジオの活用等により、「どのようなことでも配偶者等からの暴力は許さない」という意識の醸成を図ります。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 警察本部 人身安全対策課

## (2) 地域における活動

### 【現状】

#### ○発見・介入の困難性

配偶者等からの暴力は、家庭内で行われるため外部からの発見・介入は困難である。

#### ○被害者支援に携わる人々

地域における被害者支援に携わる関係者等に研修等を行い、資質の向上を図っている。

#### ○市町村基本計画策定の努力義務化

2007(平成19)年の配偶者暴力防止法の改正により、市町村における基本計画の策定が努力義務とされた。2023(令和5)年4月1日現在、基本計画を策定している市町村は、11市4町となっている。

### 【課題】

#### ○配偶者等からの暴力を許さない社会づくり

配偶者等からの暴力を許さない社会の実現のためには、地域において、配偶者等からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を深める取組を行う必要がある。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
① 支援者への研修の充実	研修内容を充実するとともに、関係者が必要な研修の機会が得られるよう努めます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
② 市町村の取組	市町村は、基本計画を策定し、地域に根ざしたきめ細かな支援を行うことが求められています。 市町村は、県や関係機関とも連携し、被害者に最も身近な行政主体として、施策を推進することが必要です。 なお、県においては、市町村基本計画の策定が円滑に進むよう、市町村に対する必要な情報提供や助言に努めます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課

③民生委員・児童委員、人権擁護委員等の活用	地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員等に対し、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに関する啓発資料等の配布や研修等を実施し、地域からの意識醸成、広報啓発を推進します。	生活福祉部 福祉政策課 こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
-----------------------	--	--

### (3) 加害者対策への取組

#### 【現状】

##### ○県民への意識調査

2004(平成16)年度に実施した「家庭内での暴力に関する意識等に関する調査」において、加害者への教育及び未然防止のための予防教育の必要性があるとの考えが多く示された。

#### 【課題】

##### ○加害者対策

被害者をなくすためには、加害防止のための予防教育や加害者に対する取組が必要である。現在の被害者支援体制では、被害者が逃げることを前提とした支援が中心となっており、加害者更生のための指導の方法、人材の育成や施設等実施体制の整備に多くの課題がある。

#### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
①加害防止のための広報啓発・教育等	だれも加害者にならないため、講演会やリーフレットの作成等の広報啓発を行うとともに、特に若年者層に対し、学校現場での予防教育に努めます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 教育庁 義務教育課 (市町村教育委員会) 県立学校教育課 総務部 総務私学課
②加害者更生相談窓口の整備	加害者が、自らの暴力の責任を認識し、変わる意思を持っている場合に、その相談に適切に対応する窓口を整備します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
③加害者更生のための指導等に関する検討	加害者更生のための指導について、加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築を検討します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課

## 基本目標2 被害者の保護のための体制整備

被害者や同伴家族の安全確保は最優先事項です。また、被害者への対応に当たっては、特別な配慮が必要になります。

配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村等は連携及び協力して被害者からの相

談や一時保護に当たっていますが、県、市町村及び関係機関等は、更にその機能を充実するとともに、一層の体制整備を行う必要があります。

## (1) 発見・通報

---

### 【現状】

#### ○家庭内での暴力

配偶者等からの暴力の多くは、家庭などの閉ざされた空間で行われることから、周囲がその実態に気付きにくいという現状がある。

#### ○配偶者等からの暴力と児童虐待

子どもの目の前で配偶者等に対する暴力が行われることによって<sup>1</sup>、子どもが心理的外傷を受けたり、子どもが直接、暴力の対象となっている場合もある。

#### ○打ち明けられない被害者

被害者の側が「自分にも悪いところがあると思った（反省した）」「相談するほどのことではないと思った」等の理由により、被害を誰かに打ち明けられないことも多い。

#### ○一般県民への周知

県では、配偶者暴力相談支援センター等の連絡先を記載したリーフレット等を作成し、いろいろな機会を利用して県民に配布し、通報先の周知を図っている。

#### ○警察への通報についての啓発活動

警察においては、県等からの要請に応じて講演会等に職員を派遣し、配偶者等暴力事案に係る、110番受理時の対応、警察での取扱い状況や役割についての啓発活動を行っている。また、配偶者暴力防止法の概要、警察における相談窓口等を記載したリーフレットを作成・活用し、広報啓発活動に活用している。

#### ○通報を受けた場合のセンターの対応

配偶者暴力相談支援センターは、通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者へ同センターの業務について情報提供してもらうよう協力を求め、被害者には、必要に応じて、適切な支援等（保護を含む）を受けることを勧めている。

### 【課題】

#### ○被害者発見と救済・支援への橋渡し

被害者が更に暴力を受けることから救済し、適切な支援や保護につなげるために、一般県民や被害者を発見しやすい立場にある医療関係者等に対して、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報することについて周知を図るとともに、被害者支援のための関係機関について情報提供を積極的に行う必要がある。

#### ○児童虐待との連携強化

児童が同居する家庭において、配偶者等に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待である。配偶者等からの暴力と児童虐待は密接に関連するものであることから、児童相談所、学校、保育所等の関係機関における早期発見と支援の充実が必要である。

---

<sup>1</sup> 面前DVは、実際に暴力を目撃しているかどうかではなく、同じ家の中のように、児童がいる空間で配偶者等に対する暴力が行われることを指す。

**【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
① 通報についての啓発活動	配偶者暴力相談支援センター等の連絡先を記載したリーフレット等を作成及び活用し、被害者の発見と通報についての啓発を行います。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
② 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ	地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員等に対し、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに関する啓発資料の配布や研修等を実施し、地域からの被害者の発見や通報についての協力を求めます。	生活福祉部 福祉政策課 こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
③ 医療機関等との連携・協力	配偶者暴力防止法第6条の趣旨を踏まえ、リーフレットを配布し、医療関係者が被害者の発見、通報において積極的な役割を果たすことができるように支援します。また、医療機関等が組織的に取り組めるような支援を行うとともに、当該機関との連携及び協力を図ります。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 保健医療介護部 保健医療総務課 医療政策課 病院事業局 総務企画課
④ 児童虐待、高齢者虐待等相談窓口との連携	児童虐待や高齢者虐待等、家庭内における暴力の問題を取り扱う各相談機関（児童相談所、市町村福祉担当課、地域包括支援センター等）と連携し、被害者の早期発見に努めます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 こども家庭課 保健医療介護部 地域包括ケア推進課 生活福祉部 障害福祉課
⑤ 教育機関等との連携	児童生徒の置かれている環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整等を行うスクールソーシャルワーカーを活用し、効果的な支援が行えるよう配慮します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 教育庁 義務教育課 （市町村教育委員会） 県立学校教育課 総務部 総務私学課
⑥ 通報への対応	通報を受けた場合には、通報者に被害者の意思の確認や配偶者暴力相談支援センターの業務内容について情報提供してもらうよう協力を求めるとともに、被害者からの相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、状況に応じた適切な支援を行います。 また、加害者に対し通報者の氏名等が知られないよう、その取扱いには、十分注意をします。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター） 警察本部 人身安全対策課

## (2) 相談体制・対応の充実

### 【現状】

#### ○県内における配偶者暴力相談支援センターの状況

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の相談及び保護を行う中心的な役割を果たす施設である。2024（令和6）年4月現在、沖縄県においては、沖縄県女性相談支援センター（沖縄県配偶者暴力相談支援センター）のほか、北部福祉事務所（北部配偶者暴力相談支援センター）、中部福祉事務所（中部配偶者相談支援センター）、南部福祉事務所（南部配偶者相談支援センター）、宮古福祉事務所（宮古配偶者暴力相談支援センター）及び八重山福祉事務所（八重山配偶者暴力相談支援センター）がその機能を担っている。また、市部においては、豊見城市に配偶者暴力相談支援センターが設置されている。

#### ○相談受付日

沖縄県配偶者暴力相談支援センターは、緊急保護については24時間体制で対応している。

相談受付については、平日は来所及び電話による相談を行っている。また、土日祝日（年末年始を除く。）は沖縄県配偶者暴力相談支援センターにおいて、日中の電話相談を行っている。

#### ○相談窓口の周知状況

配偶者等からの暴力により、被害者が孤立し、支援情報の入手機会が制限されていたり、暴力が重大な人権侵害であるという認識の不足のため相談に至らない場合も多い。

#### ○市町村における取組

被害者からの相談を受けるための職員として全11市において女性相談支援員を配置している。

なお、配偶者暴力相談支援センターは市町村においても設置するよう努めることとされているが、豊見城市のみとなっている。

#### ○警察における相談、支援

警察では、各警察署、交番や駐在所において被害者からの相談に応じている。また、警察本部及び各警察署に配偶者暴力・ストーカー事案担当者等を指定し、体制を強化している。

配偶者等からの暴力被害の相談を受けた時は、相談者の意思に沿って、加害者の検挙や指導警告を行っている。また、事案に応じ、被害者に被害届の提出を促したり、防犯指導や保護命令制度の教示、関係機関へ引継するなど各種支援措置を行っている。

#### ○人権擁護委員会における相談・支援

沖縄県人権擁護委員連合会においては、専用電話「女性の人権ホットライン」を設置し、被害者からの相談に対して、各援助機関に関する情報提供や配偶者暴力相談支援センター及び警察等への通報及び当該機関へ相談者を帯同する等の支援を行っている。

#### ○「被害者支援」その職務の特殊性

相談窓口には、加害者からの問合せや威嚇行為もある。

また、被害者を直接支援する相談員等においては、その職務の特殊性から、相談員自身が無力感を感じてそれまでの関わりに興味を持てなくなったり（バーンアウト、燃え尽き）、深刻な被害状況を聞く中でいわゆる「代理受傷」を体験することがある。

**【課題】**

○配偶者暴力相談支援センターの充実

離島を抱える本県において、被害者の相談及び保護に迅速に対応するためには、配偶者暴力相談支援センターの支援体制等の充実が必要である。

○配偶者暴力相談支援センターの機能

配偶者暴力相談支援センターが機能を果たすためには、市町村や他の関係機関との速やかな連絡と緊密な連携等及び協力が求められる。

○安全確保対策及び職員のメンタルヘルスケア

被害者及び被害者が同伴した児童はもとより、対応する職員についても安全確保対策に十分配慮する必要がある。

また、相談担当職員のメンタルヘルスケアも必要とされている。

○相談員の人材確保及び資質向上

相談員の人材確保のための環境整備や相談支援の質の向上を図るための取組が必要である。

**【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
① 沖縄県配偶者暴力相談支援センターの機能強化	心理療法担当職員による被害者の心理的ケア、精神科嘱託医師による「こころの相談」、弁護士による「法律相談」等を実施するとともに、施設の警備体制の充実や関係機関との連携による被害者の自立支援を強化するほか、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務への対応にも力を注ぐよう努めます。 また、県と今後設置される市町村の配偶者暴力相談支援センターの中心施設として、これら相互の連携を図り、その機能が十分に発揮できるよう努めます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
② 配偶者暴力相談支援センターの充実	離島及び遠隔地を含む県内全域における被害者の相談及び保護に迅速かつ的確に対応するため、配偶者暴力相談支援センターにおいて、その機能を果たすことができるよう、組織及び支援体制の充実を図ります。	生活福祉部 福祉政策課 (福祉事務所) こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
③ 市町村における相談体制の整備	住民にとって最も身近な行政主体である市町村のDVに関する相談窓口の明確化、相談員の配置や配偶者暴力相談支援センターの設置等を促進するため、これを検討する市町村に対して、職員の研修や相談業務へのアドバイス等の支援を行います。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
④ 女性相談支援員の活用	女性相談支援員は、被害者の立場に立って、被害者自らが選択、決定し、ともに問題解決が図られるよう、必要な情報提供、助言、自立の促進、保護命令制度の利用、関係	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)

	<p>機関との連絡調整等の業務について中心的な役割を担うものであるため、各種の援助が的確に実施されるよう、その活用を図ります。</p>	
⑤相談機関の相談しやすい環境の整備	<p>リーフレット等の活用による配偶者暴力相談支援センター等相談窓口の周知、被害者が利用しやすい相談の受付時間の設定等の推進及び身近な行政主体としての市町村窓口の設置の促進に努めます。</p> <p>また、相談に関しては迅速・円滑な支援、対応が図られるよう関係機関との連携を図ります。</p>	<p>こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)</p>
⑥相談・支援指針等の活用	<p>被害者から相談を受ける際の基本姿勢、支援のあり方等について、国において策定される相談・支援指針等を活用し、相談・支援の質の向上に努めます。</p>	<p>こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)</p>
⑦職務関係者への研修	<p>被害者からの相談に直接対応する女性相談支援員や、市町村担当者、その他職務関係者に対し、配偶者等からの暴力の特性や被害者の立場を理解するための研修、不適切な対応による二次的被害の防止のための体系的な研修を実施し、人材の育成及び資質の向上に努めます。</p> <p>また、研修の場においては、秘密の保持や個人情報管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点、関連する法制度について幅広く情報を提供します。</p>	<p>こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)</p>
⑧警察における適切な対応の徹底	<p>被害者からの相談に対応する職員や、配偶者暴力・ストーカー事案担当者等に対し、相談を受けるときの基本姿勢、配偶者等暴力事案の特性等及び相談、援助措置の申出を受けたときの適切な対応等について研修を行います。</p>	<p>警察本部 人身安全対策課</p>
⑨相談担当職員のメンタルヘルスケア	<p>相談担当職員に対して、嘱託医師や外部の専門家が助言や指導を行うスーパービジョンの実施や、相談員同士の相談(ピアカウンセリング)の実施等を通して職員のメンタルヘルスケアの充実に努めます。</p>	<p>こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)</p>

### (3) 一時保護体制・対応の充実

#### 【現状】

#### ○一時保護委託先の状況

本県においては、被害者及びその同伴する家族の一時保護は、沖縄県女性相談支援センターが自ら又は委託により実施している。一時保護委託先としては、2023（令和5）年度現在、県内にある民間施設と社会福祉施設等の計15か所（本島内8か所、先島7か所）である。

2022（令和4）年度において、沖縄県女性相談支援センターが一時保護した者は計106名（被害者48名、同伴児童・者58名）、そのうち委託による保護は20名（被害者7名、同伴児童13名）であった。

#### ○離島・遠隔地の緊急時対応

沖縄県女性相談支援センターのほか、本島北部や宮古、八重山の離島・遠隔地においても、緊急の場合24時間体制で被害者を受け入れる体制を採っている。

#### ○入所者（被害者）の安全と安心の確保を第一に

一時保護に当たっては、入所者の心身の健康状態を踏まえ、適切な処遇の提供を行うとともに、入所者が安心して一時保護期間を過ごせるよう安全確保に努めている。

#### ○被害者と同伴児童の一時保護

2022（令和4）年度、沖縄県女性相談支援センターにおいては、被害者48名と同伴児童54名を一時保護している。中には、5～6名の児童を伴う被害者もあり、その年齢も多様である。同伴児童の約2/3は乳幼児であった。

沖縄県女性相談支援センターにおいては、児童指導員を配置して同伴児童への対応に当たっている。

また、2020（令和2）年度から児童コーディネーターも配置し、各関係機関と児童支援について対応している。

#### ○一時保護所退所後の状況

沖縄県女性相談支援センター一時保護所を退所した後も被害者の中には、心身の回復や就業の問題等を抱えている者もいる。

また、一時保護所退所後に「もう一度やりなおしたい」、「もう一度よく相談したい」や「夫の行動が治るかもしれない」等の理由により元の住居（配偶者宅）へ帰宅した者は48名中10名（20.8%）となっている。

### 【課題】

#### ○保護の実施体制の拡充と移送の安全

離島及び遠隔地における保護の実施体制の拡充とともに、一時保護委託先から沖縄県女性相談支援センター等への移動（移送）に当たり、被害者の安全確保に十分な配慮が必要である。

#### ○被害者の入院先の確保

一時保護該当者で精神的に不安定な者等については、治療が受けられる入院先の確保等が課題となっている。

#### ○同伴児童への学習指導、こころのケア

一時保護期間中の学習指導體制の充実や、PTSDの症状を呈する児童もいることから、こころのケア等、同伴児童への適切な対応が求められている。

#### ○退所時期までの支援

一時保護期間内において、将来の生活設計や他施設への入所のめどがない場合の対応が課題である。

#### ○多様な一時保護委託先の確保

被害者の国籍、性別、セクシャリティ、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要である。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
① 一時保護委託先の十分な確保	一時保護件数の増加や被害者の多様な状況に対応するため、また、本県の地理的特性を踏まえ、緊急時の迅速かつ的確な対応を可能とするため、民間施設の開設に向けた働きかけを行い、一時保護委託先の十分な確保に努めます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
② 緊急時における安全の確保	緊急時においては、必要に応じ配偶者暴力相談支援センター、市町村等は相互に連携をとり、一時保護所（又は委託先）が近隣にない等の事情により、直ちに一時保護所（委託先）への移送が困難な被害者については、警察や市町村と連携し、安全確保に努めます。 その際、被害者が加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携し、被害者の保護を図ります。実施に当たっては、関係機関の間で連絡体制や対応についてあらかじめ協議を行います。 また、被害者にとって身近な行政主体である市町村での積極的な実施の促進を支援します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
③ 移送体制の確保	休日や夜間における緊急保護、離島及び遠隔地からの一時保護等について、安全な移送が実施できるよう、必要に応じ福祉事務所、市町村担当課等と連携し、移送体制を確保します。その際、被害者が加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携し、被害者の保護を図ります。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター) 警察本部 人身安全対策課
④ 広域連携の推進	被害者の実情に即して、被害者を県外へ送り出したり県外から受け入れるに当たっては、広域措置手続等が円滑に行えるよう、必要に応じた同行支援及び他都道府県との情報交換に努めます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
⑤ 一時保護機能の充実	一時保護については、被害者や同伴児童の実情を踏まえ、居室の個室化や保育室、学習室の確保等施設機能の充実強化に努めます。また、生活指導員や夜間における宿直職員の配置等についても配慮し、一時保護機能の充実に努めます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)

⑥ 医療機関との連携	精神的に不安定な状態にある被害者等、医療が必要な者については、入院治療や服薬、その他医学的判断による支援が確保されるよう医療機関との連携に努めます。 また、その一時保護についても、医療機関と連携の下、受入れ体制の充実に努めます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
⑦ 同伴児童生徒への対応	同伴児童生徒に対し、児童虐待のアセスメントを行うとともに、適切な支援のために児童相談所との連携を図ります。 また、在籍校との連携により、一時保護期間中の児童生徒への学習支援における教材の確保やその他アドバイス、担任教師やスクールカウンセラーによる児童への心理的支援を行います。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター) 教育庁 義務教育課 (市町村教育委員会) 県立学校教育課 総務部 総務私学課
⑧ 被害者の退所時期	被害者の心身の状況等や将来の生活設計の可否を十分配慮しつつ、退所時期を勘案します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
⑨ 一時保護所退所後の対応	女性相談支援センターによる一時保護退所後も、女性相談支援センターでの支援が必要な被害者については、支援が途切れることのないよう、必要に応じ来所相談等に応じます。 また、地域で生活を始めた被害者に対し、他の機関に引き継ぐ場合は、当該機関担当者との面接が確実に行われるよう、実質的な引継ぎをします。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)

#### (4) 一時保護所退所後の施設における保護

##### 【現状】

##### ○女性自立支援施設における保護

一時保護所退所後、引き続き施設における支援を必要とする被害者については、県内の女性自立支援施設（1か所）において保護を実施している。女性自立支援施設は、安心して安全な生活の場を提供し、被害者の心身の健康回復を図るとともに、自立支援に向けた取組を行っている。

##### ○児童を伴う女性自立支援施設入所者

女性自立支援施設へ入所してくる者の現状として児童を伴う被害者が多い。

##### ○母子生活支援施設における保護

母子である被害者（児童を同伴する者）については、その実情に応じて、母子生活支援施設（県内では3市が設置）を利用する者もいる。

##### ○施設退所後の課題

入所施設を退所した後も被害者には、心身の回復や就業の問題等、直面する課題を抱えている。

## 【課題】

### ○長期的な支援、個別の支援の提供

施設で生活する被害者の中には、その被害の結果、長期にわたって心理的ケアを必要とする者や、これまでに就労経験がないため自立に向けて職業指導を要する者など、多くの場合個別の支援を必要としている。

### ○同伴児童への適切な対応

女性自立支援施設における同伴児童への適切な対応が課題となっている。

### ○施設未設置市町村の被害者への対応

母子生活支援施設未設置の市町村に在住する被害者においては、施設の活用が図りにくい状況にあるためその対応が課題となっている。

## 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
①長期保護が必要な被害者に係る検討	一時保護所退所後も施設における支援が必要な被害者については、その支援のあり方について、女性相談支援センターと入所施設（女性自立支援施設、母子生活支援施設）との間で検討を行い、被害者や同伴児童の実情に応じた十分な支援が提供されるよう努めます。 また、入所施設においては、退所後も福祉事務所等の関係機関と連携し、相談、指導等の援助を継続して実施していきます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター) 生活福祉部 福祉政策課 (福祉事務所)
②福祉事務所、児童相談所等との連携強化	母子生活支援施設などの社会福祉施設への入所が適当である場合、又は被害者の実情により同伴児童を分離して保護する必要がある場合に備えて、日頃の情報交換等により、福祉事務所、児童相談所等との連携を強化します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター) こども家庭課 (児童相談所) 生活福祉部 福祉政策課 (福祉事務所)
③母子生活支援施設等での支援の充実	母子生活支援施設等において、入所している被害者の処遇の充実が図られるよう、各種研修等を実施します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
④母子生活支援施設における広域措置の調整	広域措置が円滑に図られるよう、母子生活支援施設を設置している市及び未設置市町村との連携、調整に努めます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
⑤広域連携の推進	都道府県域を超えての施設入所については、広域的な対応が円滑に行えるよう、必要に応じた同行支援及び他都道府県との情報交換に努めます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)

## (5) 医学的・心理学的支援

### 【現状】

#### ○暴力が心身に与える影響は多種多様

暴力が被害者の心身に与える影響としては、身体的なケガやそれを原因とした機能障害、ストレスによる慢性的身体症状、更には不安抑うつ、PTSD等の精神障害や対人関係の不調、感情コントロールの低下といった心理的影響まで様々なものが挙げられる。

#### ○こころのケア、その提供は不十分

沖縄県配偶者暴力相談支援センターでは、入所者中心の対応となるため、一時保護所退所後でPTSDやうつ等中長期的支援が必要な被害者に対しては、継続的な支援が困難な場合が多い。

#### ○児童にとって虐待

児童の面前で配偶者等に対する暴力が行われることは、児童にとっても心理的虐待となっている。

#### ○自助の力

被害者同士が情報を交換し、体験や感情を共有し合う中で、互いの「自助の力」を引き出すことが可能となるといわれている。

#### ○学校等における援助

学校等では、被害者が同伴する児童に対し、心理的虐待を考慮し、速やかにスクールカウンセラーによる心理学的支援ができるよう適切に対応している。

### 【課題】

#### ○複数の機関、職種による支援が必要

被害者に対する医学的又は心理学的支援については、被害者の状況に応じて医師、心理療法士、女性相談支援員、看護師や保健師等、相談及び保護に関わる職員が連携して行う必要がある。

#### ○支援体制の強化が必要

被害者のこころのケアは不十分な状況にあり、今後支援体制の強化が必要とされている。

#### ○児童への支援

被虐待児童に対するケアという視点からも、被害者が同伴する児童に対して、適切な対応を講じていく必要がある。

#### ○被害者の自助グループは未結成

沖縄県においては、被害者の自助グループについては、未だ結成されていない。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
①身体的外傷等の治療に際しての配慮	身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ又はそれが疑われるような外傷等により医療機関への受診があった場合、医療機関においてはその治療と共に、相談機関等を記載したリーフレット等を活用し、被害者への情報提供や被害者からの明示的な同意を確認しつつ積極的な通報など	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター) 病院事業局 総務企画課

	<p>を行います。</p> <p>また、治療記録や診断書等は暴力が振るわれていたことの証拠となり、後に保護命令の申立て、離婚調停や裁判の際に有効であることについての説明等、配慮した対応を行います。</p>	
②被害者のメンタルヘルスケア	<p>配偶者暴力相談支援センター等被害者の相談に当たる機関においては、精神面でのケアを要する被害者について医療機関や保健所、精神保健福祉センター、市町村等と連携を図り、中長期的ケアを提供するとともに、各相談機関は引き続き相談体制の充実強化に努めます。</p>	<p>こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター) 保健医療介護部 地域保健課</p>
③医療機関との連携	<p>配偶者暴力相談支援センターは、被害者及びその子どもへ医療機関の紹介等を行います。また、日頃から医療機関との連携を図るとともに、配偶者等からの暴力に関する情報の提供を行います。</p>	<p>こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター) 保健医療介護部 保健医療総務課 医療政策課</p>
④同伴児童生徒への支援	<p>医学的又は心理学的なケアを必要とする児童生徒については、児童相談所を中心に、児童生徒が通っている保育所、在籍する学校等の機関と連携しながら、学校等における援助についての情報提供を行うとともに、児童生徒の状況に応じて心理療法等の支援を行います。</p>	<p>こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター) こども家庭課 (児童相談所) 教育庁 義務教育課 (市町村教育委員会) 県立学校教育課</p>
⑤自助グループへの支援	<p>地域の実情に応じて、被害者へ自助グループの情報提供を行います。</p>	<p>こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)</p>

## (6) 外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助

### 【現状】

#### ○多様な背景を持つ被害者

被害者の属性は、年齢、性別、国籍、障害の有無、セクシュアリティ等について多様である。

2022（令和4）年度に本県の配偶者暴力相談支援センターで受けた相談件数のうち、65歳以上である被害者からの相談は71件、外国語しか話せない（若しくは日本語による会話が十分ではない）被害者からの相談は7件、心身に障害をもつ被害者からの相談は278件であった。

#### ○被虐待環境にある児童

一時保護の現状として、児童を伴って保護を求めてくる被害者が多い。そして同伴児童の多くは、暴力を見たり聞いたりしている。時には、家庭において、ネグレクト

等の状態にあった児童も、同伴児童として保護される。

また、保護には至らないまでも、在宅において、配偶者等からの暴力（両親の間の暴力等）を目の当たりにしている児童が多数存在していることも予想される。

### 【課題】

#### ○言語、習慣、価値観の違い

被害者又は同伴家族が外国人である場合には、言語や習慣、価値観の違いなど通常の相談とは別の問題が浮上することもある。

#### ○その他の相談機関等における対応

その他の相談機関等においても、障害を持つ方にとっても利用しやすい設備が求められている。

#### ○障害に応じた配慮

被害者又は同伴家族が障害がある場合には、障害の種類によって、面談方法などにおいて特別な配慮が必要とされている。また、各種障害福祉サービスも活用する必要がある。

#### ○高齢者福祉サービスの利用検討

被害者又は同伴家族が高齢である場合には、一時保護後の生活の場として高齢者福祉施設の利用や、各種高齢者福祉サービスの活用等についても検討する必要がある。

#### ○性の多様性への対応

性別やセクシュアリティにかかわらず被害を相談できる環境を整える必要がある。また、支援に当たっては、施設利用等における配慮など、セクシュアリティに応じた対応が必要である。

#### ○児童への支援

被虐待児童に対するケアという視点からも、被害者が同伴する児童に対して、適切な対応を講じていく必要がある。

### 【具体的支援】

施策名	施策の概要	所管部局等
①外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等多様な背景を持つ被害者への配慮	配偶者等からの暴力については、外国人、障害者、性的マイノリティなど多様で、なかには複合的な事情を抱える被害者がいることについて啓発を行うとともに、その状況や相談内容に応じて、それぞれの被害者の立場に立った適切な対応を行うよう配慮します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
②各種福祉サービスにおける市町村との連携	被害者が高齢者福祉サービスや障害者福祉サービスを利用するに当たっては、市町村と連携し、必要な支援の提供に努めます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター) 保健医療介護部 地域包括ケア推進課 生活福祉部 障害福祉課
③暴力が児童に与える影響についての啓	児童の面前で配偶者等に対する暴力が行われることが、児童へ重大な影響を与えること、それ自体が児童虐待に相当すること	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)

発、児童への支援	について、被害者や一般県民に対しても啓発を行い、虐待環境からの救出について理解を求めます。また、ケアを必要とする児童については児童相談所を中心として適切な援助を提供します。	こども家庭課 (児童相談所)
④教育機関・保育所等における対応	被害者と共に児童生徒が一時保護された場合、それまで通学(所)していた学校、保育所等に加害者が情報を求めて問い合わせることがあります。被害者や配偶者暴力相談支援センター等から依頼があった場合は、被害者及び児童生徒の所在、転出先や転校先等について、加害者へ一切知られることのないよう、適切な対応を徹底します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター) こども家庭課 (児童相談所) 教育庁 義務教育課 (市町村教育委員会) 県立学校教育課 総務部 総務私学課

### 基本目標 3 被害者の自立を支援する環境整備

被害者が地域で安心して生活していくためには、その自立支援策が十分に用意されている必要があります。そのため、住宅の確保、就業支援のほか、様々な支援策の充実を図るとともに、被害者が適切に制度を活用できるよう、情報提供と関係機関の連携が必要です。

#### (1) 経済的支援の充実

##### 【現状】

##### ○被害者の多くは資金面で困窮

被害者は、十分な金銭等を所持せず保護される場合が多く、当面の生活費や自立に当たっての資金面で困窮しているケースが多い。

##### ○被害者の課題は多面にわたる

沖縄県女性相談支援センター一時保護所や施設等を退所した後、被害者には心身の回復や就業の問題、子育て等について、直面する課題が山積している。

##### ○生活保護制度の実施責任

###### (1) 基本的取扱いについて

他に居住地がない限り、居住地がない者と認定し、当該一時保護施設所在地を所管する実施機関(福祉事務所等)が保護の実施責任を負うこと(下記(3)の場合を除く。)

###### (2) 入所前の居住地について

一時保護を受けている者については、女性相談支援センターに確認の上(帰来の可能性がないものとして)居住地とは認定せず、現所在地保護の例により当該施設所在地を所管する実施機関(福祉事務所)が保護の実施責任を負う(下記(3)の場合を除く。)

###### (3) 退所後の居住予定地について

入所中に退所後に居住するための住宅が確保されている場合は、他の居住地と

みなし、居住地保護の例により当該住宅の所在地を所管する実施機関（福祉事務所）が実施責任を負うこと。

### ○各種制度の利用支援

配偶者暴力相談支援センターでは、被害者の実情に応じ、生活保護制度や児童扶養手当制度等の情報提供を行うとともに、被害者が制度を利用するに当たっては、福祉事務所等と連携して適切な支援に努めている。

### ○民間団体による経済的支援

保護命令申立てに関する費用や転居のための費用が捻出できない者、アパートを借用し就職したが当座の生活費を確保できない者については、民間団体の資金を活用している。

## 【課題】

### ○経済的自立までの各種制度の利用

多くの課題を一つずつ解決していかなくてはならない被害者にとっては、直ちに経済的自立を確保することは困難であるため、その実態に応じて、生活保護やその他の制度、民間団体の支援等、経済的支援策を利用しながら、自立を目指していくことが必要である。

## 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
①生活保護制度の適用に当たっての支援	配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の実情に応じて、生活保護制度の適用についての情報提供及び福祉事務所との連携に努めます。また、被害者が生活保護を受給するため、一時保護所退所後の住宅を新たに確保するに当たっては、被害者の意向を確認の上、安全面や自立に向けたその他の支援策の調整等、慎重に対応します。	生活福祉部 福祉政策課 (福祉事務所)
②児童扶養手当の申請に当たっての支援	児童を同伴する被害者に対しては、児童扶養手当制度について情報を提供します。また、児童扶養手当の事務運営に当たっては、市町村と連携し不用意に母子の居所等を漏らすことがないように、十分な配慮を行います。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
③その他の手当・貸付金等についての情報提供	児童手当、特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等について、制度及び申請窓口等の情報を提供します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)

## (2) 就業に向けた支援

### 【現状】

#### ○相談者に占める専業主婦、無職の者の割合

2022（令和4）年度に沖縄県配偶者暴力相談支援センターにおいて来所相談のあった175名中、62名（35.4%）は専業主婦、無職の者であった。

## ○雇用情勢

2022（令和4）年の沖縄県の雇用情勢は、完全失業率が3.2%、有効求人倍率は0.98倍となっている。

## ○女性自立支援施設利用者の就業支援

女性自立支援施設に入所して自立支援を受けている被害者においては、就業に向け各種技能の習得が必要条件である。

## ○職業訓練関連施設における職業訓練

県内の各職業訓練関連施設では、就業のために必要な技能を身に付けようとする者を対象として、各種職業訓練を行っている。また、一定の条件を満たし、公共職業安定所長の受講指示を受けて訓練を受講する場合は、訓練期間中、手当が支給される。

## ○母子家庭等就業・自立支援センターの利用

沖縄県母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、被害者（夫の暴力により家出している事例などで、婚姻の実態は失われているがやむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等）についても利用対象者として、就業相談や就業支援講習会等を実施している。

## 【課題】

### ○技能の習得、就業先の確保

被害者が、その後自立して生活していくためには、就業し、安定した収入を得ていくことが必要であり、就業のための技能の習得や就業先の確保は大きな課題である。

### ○被害者に対する一層の支援

様々な事情を抱えながら自立を目指す被害者に対しては、就業に向けた一層の支援が必要である。なお、被害を受けた場合、被害者が逃げるのが前提となっていることから、必然的に経済状況が悪化する構造になっていることを理解する必要がある。

### ○就業に向けた保育の提供

女性自立支援施設に乳幼児を同伴して入所している被害者においても、技能習得及び就業中の保育の確保が課題となっている。

### ○就業支援策の活用

労働部門、福祉部門にまたがって存在する各種就業支援策を有効に活用するためには、被害者への適切な情報提供が必要である。

## 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
①職業相談、職業紹介、職業訓練等の活用	被害者の自立支援を行う機関（福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、福祉施設等）においては、被害者の職業相談、職業紹介、職業訓練に関して、ハローワーク（公共職業安定所）や各職業訓練関連施設、沖縄県母子家庭等就業・自立支援センターについての情報提供と助言を行い、就業に向けた支援に努めます。 被害者の様々なニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点を活用し、生活から就職までをワンストップで支援します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 商工労働部 雇用政策課 労働政策課

	また、公共職業訓練施設においては、被害者の早期就職を促進するため、施設内訓練に加え、民間教育訓練機関等を活用した公共職業訓練を実施するとともに、被害者一人一人の状況に応じた就業支援に積極的に取り組みます。	
② 女性自立支援施設等における就業支援の充実強化	施設における保育機能の強化、地域の保育所の活用等により、被害者の技能習得期間や就業中の児童の保育を確保します。また、被害者の状況に応じて、就業に関する相談や外部講習会等への参加を援助する等、段階的な就業支援に努めます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
③ 身元保証人の確保	女性相談支援センター、母子生活支援施設及び女性自立支援施設の退所者に対し、就職時の身元保証人の確保をするための支援をします。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課

### (3) 住宅確保に関する支援の充実

#### 【現状】

##### ○一時保護所退所後、被害者の自立は 12.5%

2022（令和4）年度に、女性相談支援センターで一時保護した者（48名）のうち、退所後に自立（アパート等確保、住込就職等）した者は6名（12.5%）であった。なお、実家や縁故者宅へ身を寄せた者が12名（25.0%）、元の住居（配偶者宅）へ帰宅した者が10名（20.8%）であった。

##### ○県営住宅の優先入居

子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯等の住宅確保要配慮世帯と同様に、県営住宅の入居に際し、優先入居の取扱いをしている。

##### ○民間賃貸住宅等の利用

女性相談支援センターでは、民間賃貸住宅等の情報について入手し、被害者へ提供している。

#### 【課題】

##### ○自立への第一歩は居住の安定から

女性相談支援センターの一時保護所や施設を退所した後、被害者の居住の安定を図ることは、自立支援の基本的な課題である。

##### ○状況に応じた居住地の確保

適切な地域において被害者の居住の安定が確保されるよう、県内市町村と連携していく必要がある。

##### ○入居への配慮

被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、県営住宅への入居について配慮する必要がある。

#### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
-----	-------	-------

① 県営住宅の優先入居	被害者について、県営住宅の入居者募集に当たり優先入居の対象としています。	土木建築部 住宅課
② 県営住宅の目的外使用	被害者の居住の安定を図りその自立を支援する観点から、県営住宅の一時的な目的外使用について、関係機関と適切な連携を図ります。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 土木建築部 住宅課
③ 市町村への働きかけ	県内市町村に対し、被害者とその家族を対象とした公営住宅等への優先入居や目的外使用等についての協力を依頼します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 土木建築部 住宅課
④ 民間賃貸住宅の活用に応じた支援	民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合、民間の家賃債務保証会社等に関する情報提供を行います。 あわせて、配偶者暴力相談支援センターにおいては、生活保護制度や民間の賃貸住宅等に関する情報を収集し、被害者へ提供します。 また、被害者が自立して生活することができるよう住宅確保要配慮者に対するセーフティネット登録住宅の情報提供を行うなど、市町村等との連携を図ります。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課

#### (4) 子育て支援

##### 【現状】

##### ○被害者の現状

児童を同伴した被害者が保護を希望する者も多い。

##### ○制度の情報提供

予防接種法や母子保健法に関する情報提供を行っている。

##### 【課題】

##### ○仕事と育児の両立支援

被害者が児童を同伴している場合において、仕事と育児の両立や、個別的な事情により子育て支援を必要とする者に対しては、適切な保育サービス、子育て支援を提供する必要がある。

##### ○市町村等との連携

市町村や関係機関との緊密な連携が必要である。

##### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
① 保育所の優先入所の利用促進	被害者が安心して就労や求職活動が行えるよう、ひとり親家庭等の児童に対する保育所の優先入所等について情報提供を行い、利	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課

	用促進を図ります。	
② 子育て短期支援事業の利用促進	被害者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、緊急に一時保護を必要とする場合等において、子育て短期支援事業（児童を短期間預かるショートステイ、トワイライトステイ等）について情報提供を行い、利用促進を図ります。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
③ ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進	ひとり親家庭等において一時的に育児、家事等の支援を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣して世帯を支援するひとり親家庭等日常生活支援事業について、被害者に対して情報提供を行い、利用促進を図ります。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
④ 各種福祉サービスの情報提供	児童とともに生活する被害者に対して、住民票の異動をしていなくても受けられるサービス（予防接種、健診）について、情報を提供します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課

## （５）児童生徒の就学についての支援

### 【現状】

#### ○一時保護所における学習支援

沖縄県女性相談支援センター一時保護所においては、一時保護期間中の学齢児童に対して、児童指導員やボランティアによる学習支援を行っている。

一時保護所は、緊急避難及び一時的な滞在を目的としているため、被害者が学齢児童を同伴している場合でも、一時保護所から通学することは想定していない。

#### ○住民票の異動のない転校手続

被害者が同伴する児童生徒については、事情に応じて、住民票の異動がなくても転校手続が取れるよう、教育機関において対応している。

### 【課題】

#### ○就学の確保に対する被害者の不安

学齢児童を同伴する被害者は児童の就学の問題、転校を要する場合の手続等について不安を抱いている。

#### ○教育機関等との協力

被害者の保護と自立を支援する上で、同居する児童の就学に関する問題に当たっては、教育委員会及び学校の理解と協力が不可欠である。

#### ○加害者の学校等への訪問

加害者が、被害者及びその同伴児童生徒の所在を訪ねて、児童生徒の通学する学校等を訪れることも想定される。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
① 一時保護期間中の学習支援	被害者等が保護されている情報の管理に配慮した上で、児童生徒の在籍する学校との連携を図るとともに、複数の学習ボラン	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)

	ティアを確保し学習機会を増やすなど、同伴児童への学習支援を充実します。	
②教育機関等における対応	<p>各教育機関等においては、被害者とその同伴児童生徒の置かれた状況について理解し、個々の事情に応じて、住民票の記載がなされていない場合であっても、就学の機会が確実に確保されるようにし、住民票の異動がない場合の転校手続等についても適切に対応します。また、加害者に児童生徒の在籍、転校先や居住地等の情報を一切知られないよう適切に管理します。</p> <p>さらに、子どもに対する接近禁止命令が発令され、被害者からその旨の申出があった場合には、学校等において適切に対応します。</p>	<p>教育庁 義務教育課 (市町村教育委員会) 県立学校教育課 総務部 総務私学課</p>

## (6) 国民年金の加入手続等における支援

### 【現状】

#### ○第3号被保険者から第1号被保険者へ

被害者が、それまで加害者の収入により生計を維持しており、国民年金の第3号被保険者であった場合、当該被害者が加害者の収入により生計を維持しなくなったときは、第3号被保険者から第1号被保険者となる手続が必要である。

#### ○市町村等への同行支援

配偶者暴力相談支援センターにおいては、国民年金に関する手続について、被害者へ情報提供するとともに、被害者の実情に応じて市町村窓口等へ同行する等の支援を行っている。

### 【課題】

#### ○市町村の理解と協力

当該手続が円滑に行われるためには、配偶者等からの暴力被害とその支援に対する市町村担当課の理解と協力が不可欠である。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
① 制度に関する情報提供及び手続についての支援	加害者から逃れ、国民年金に加入する被害者に対し、制度に関する情報を提供します。また、配偶者暴力相談支援センターにおいては、手続等について支援を行います。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
② 国民年金の加入手続等における市町村との連携	被害者の国民年金加入手続が円滑に行われるよう、市町村と連携を図ります。また、市町村に対し、手続に当たって、加害者に情報が漏れることのないよう配慮を求めます。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)

## (7) 医療保険の加入手続等における支援

### 【現状】

#### ○被害者からの申出による手続

被害者（被扶養者等）が加害者（被保険者等）の加入する医療保険の被扶養者等から外れる必要が生じた場合、公的機関から発行された配偶者等からの暴力等を理由として保護した旨の証明書等を添付することにより、被害者（被扶養者等）自身の申出によっても手続が可能となっており、その後、被害者は新たに国民健康保険等に加入することができる。

#### ○市町村等への同行支援

配偶者暴力相談支援センターにおいては、医療保険に関する手続について、被害者に情報提供するとともに、市町村窓口等への同行を支援している。

#### ○第三者行為による傷病についての取扱い

被害者は、加害者（第三者）から損害賠償を受けるまでは保険医療機関において被保険者証を提示すれば、通常どおり、保険診療による受診が可能である。

#### ○被害者に係る医療費通知等の取扱い

被害者は、受診した医療機関から被害者等の住所が加害者である配偶者等に知られることのないよう、保険者に医療費通知の変更等を申し出ることができる。

#### ○被害者に係る国民健康保険の保険料（税）、一部負担金の取扱い

市町村は、新たに世帯主となった被害者から国民健康保険の保険料（税）や一部負担金の支払いが困難であると申請があった場合は、市町村が定めるそれぞれの条例に基づき、個々の実情に応じて保険料（税）や一部負担金の減免、又はその徴収猶予を行うことができるとされている。

### 【課題】

#### ○保険給付の確保が必要

被害者は、暴力による外傷以外の負傷や、疾病の治療のためにも、保険給付を受ける必要がある。

#### ○市町村の理解と協力

当該手続が円滑に行われるためには、配偶者等からの暴力被害とその支援に対する市町村担当課の理解と協力が不可欠である。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
① 制度に関する情報提供及び手続についての支援	加害者から逃れ、新たに医療保険に加入する被害者に対し、制度に関する情報を提供します。また、配偶者暴力相談支援センターにおいては、手続等について支援を行います。 さらに、医療保険のうち国民健康保険について、保険者（市町村及び国民健康保険組合）に対し、制度に関する周知を図ります。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 （配偶者暴力相談支援センター） 保健医療介護部 国民健康保険課
② 医療保険の加入手続等における医療保険者との連携	被害者の医療保険加入手続が円滑に行われるよう、医療保険者（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保、国保組合）と連携を図ります。また、医療保険者に対し、手続に当たって、加害者に情報が漏れること	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 （配偶者暴力相談支援センター）

のないよう配慮を求めます。

## (8) プライバシーの保護

### 【現状】

#### ○話すための勇気

被害者が自分の体験を話すことは、加害者へ知られることへの不安や世間体の心配などと葛藤しながら、大変な勇気を必要とするものである。

#### ○関係機関相互の情報の共有

複数の関係機関が一人の被害者の支援に携わる場合、各支援策を効果的に利用するためには、関係機関の情報の共有は重要である。

#### ○住民基本台帳等の閲覧の禁止

被害者を保護するための措置として、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付については、加害者からの請求等に対して交付又は閲覧させないことができるようになっている。

#### ○加害者による搜索や更なる被害

加害者が逃げた被害者を搜索し、発見された場合には、更に暴力が加えられることも予測される。

### 【課題】

#### ○守秘義務の徹底

相談員や関係者は、援助の際に知った事実について、本人に断りなく口外することがあってはならない。

#### ○細心の注意

関係機関においては、援助活動上知り得た個人のプライバシーの取扱いに関しては、細心の注意を払う必要がある。

#### ○加害者以外の者による閲覧

現状においては、住民基本台帳等の閲覧については、例えば被害者が借金をしていた場合の債権者等、閲覧制限がない者もある。被害者の情報が、それらの者から加害者へ漏れることも危惧される。

#### ○関係機関における対応

被害者本人の意向を確認の上、被害者の所在、同伴する児童生徒の通学する学校等の情報が加害者に知られることがないように、関係機関は適切な対応に努めなくてはならない。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
① プライバシー保護の徹底	被害者を直接的又は間接的に支援する立場にある関係機関において、被害者のプライバシーの保護について、徹底して注意を払います。また、関係機関との連携に当たっても、情報の提供については本人の同意を得ることを原則とします。	関係各課（関係機関）
② 住民基本台帳の閲覧制限	配偶者暴力相談支援センター及び被害者の支援に当たる関係機関においては、申出に	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課

<p>についての周知等</p>	<p>より住民基本台帳等の閲覧制限措置を求めることができることについて、被害者へ情報提供します。また、市町村に対して、加害者に対する閲覧制限や、その他の者からの閲覧申請については、請求事由の厳格な審査及び目的以外の使用の禁止について周知を徹底するなど、適切な対応を求めます。</p>	<p>(配偶者暴力相談支援センター) 企画部 市町村課</p>
-----------------	---	---

## (9) 法的支援、司法手続に関する支援

### 【現状】

#### ○保護命令の実施

配偶者暴力防止法では、配偶者等からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（「身体に対する暴力等」という。）を受けた者が、配偶者等からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、①被害者、被害者の子、被害者の親族等への接近の禁止、②被害者、被害者の子への電話等の禁止等の接近禁止等命令を、また、配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令等を被害者の保護を図るため、裁判所が加害者に対して、保護命令を出すことができるようになっている。

#### ○制度利用に消極的

被害者の中には、保護命令申立てや離婚手続等、司法手続の知識を十分に持っていないなかったり、加害者と対峙するかもしれないという不安から制度利用に消極的である者もいる。

#### ○配偶者暴力相談支援センターでの支援

配偶者暴力相談支援センターでは、被害者が保護命令を申し立てるに当たり、関係書類の作成についての指導助言や裁判所への同行を行うなど、被害者が安心して制度を利用できるよう対応している。

#### ○警察における対応

警察においては、保護命令発令の通知を裁判所から受けた場合は、被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認してその住居を訪問したり、電話等の方法により加害者からの更なる危害を防止するための防犯指導等を教示している。また、加害者に対しては署に招致する等して保護命令の内容の説明を行い、保護命令を遵守するように指導し、違反した場合は検挙等厳正に対処することを警告している。

### 【課題】

#### ○被害者保護の徹底

被害者が司法手続を行うに当たり、十分な支援体制と被害者保護の徹底が求められている。

#### ○保護命令についての即時抗告

保護命令の申立てについての裁判に対しては、その裁判の告知を受けた日から1週間が経過するまでの間、即時抗告をすることができる。保護命令が認められた場合は相手方（DVをしたとされる者）が、却下された場合には申立人（DVをされたとする者）から即時抗告がなされる可能性がある。申立人、相手方双方に即時抗告制度に

ついて説明する必要がある。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
① 配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令制度の利用等に関する支援の推進	<p>配偶者暴力相談支援センターにおいては、弁護士による法律相談や、被害者の保護命令申立てに当たっての指導助言、裁判所への同行等の支援を行います。</p> <p>裁判所から保護命令発令の通知を受けた際には、被害者に対して発令後の留意事項等について情報提供等の支援をします。また、警察に対して、被害者の安全確保に必要な情報を提供するとともに、警察から、加害者の状況等に関する情報の提供を受け、警察と連携を図って、被害者の安全の確保に努めます。</p>	<p>こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター) 警察本部 人身安全対策課</p>
② 警察における被害者の保護対策の徹底	<p>保護命令事案において、被害者に対して防犯指導の教示等被害者との連携を密にして保護対策を徹底するとともに、加害者については保護命令の内容の説明を行い、保護命令を遵守し違反のないように指導し、違反した場合は検挙等厳正に対処することを警告します。</p>	<p>警察本部 人身安全対策課</p>
③ 関係機関等における法律相談等の支援制度の周知	<p>関係機関が提供している法律相談等について被害者に情報提供します。また、日本司法支援センター（法テラス）における民事法律扶助制度など、被害者が司法手続を進める上で支援となる制度の周知に努めます。</p>	<p>関係各課</p>
④ 子への接近禁止命令への対応	<p>子に対する接近禁止命令制度の趣旨及び概要等について、教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ります。被害者に対しては、同居する子どもに対する接近禁止命令が発令された場合には、その旨を教育委員会及び学校、保育所等に申し出るよう促し、申出のあった場合には当該機関において適切に対応します。</p>	<p>こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)</p>

## 基本目標 4 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働

配偶者等からの暴力の防止や被害者の多様なニーズに効果的に対応するためには、国及び市町村をはじめ、関係機関や民間団体等と緊密な連携を図ることが必要です。

## (1) 施策調整機能の強化

### 【現状】

#### ○被害者支援に関わる関係機関

配偶者等からの暴力への対策、被害者の保護及び支援等に当たっては、被害者が必要としている援助の内容により複数の機関が関わっていることから、2006(平成18)年度に、県、市町村、国及び民間団体等の関係機関・団体等で構成する、沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議を設置し、連携を図っている。

#### ○個別の調整会議

個々の事例の必要に応じて、沖縄県配偶者暴力相談支援センター又はその他の機関が呼びかけ、関係機関による調整会議等を行っている。

### 【課題】

#### ○機能・支援策の調整

配偶者等からの暴力の防止や被害者の多様なニーズに応じるためには多くの関係機関が有機的に連携し、それぞれの機能・支援策が効果的に果たされるよう調整を図ることが求められる。

#### ○協議会の法定化

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)により、都道府県では、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関等により構成される協議会を組織することとなっている。

#### ○ネットワークの活用

関係機関による調整会議等既存のネットワークとの連携が求められている。

また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52条)により、都道府県では、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うための支援調整会議を組織することとなっていることから、配偶者等からの暴力と関連の深い分野において、関係機関との連携が必要である。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
①法定協議会における協議	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するに当たり、関係機関等との連携及び協力を図る場として、沖縄県配偶者等からの暴力対策に係る法定協議会を設置し、被害者に関する情報やその他被害者の保護を図るために必要な情報の交換や支援の内容に関する協議を行います。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
②沖縄県配偶者暴力相談支援センターを中心とした調整会議の開催	各配偶者暴力相談支援センターが円滑に機能し、関係機関との調整及び連携がとれるように沖縄県配偶者暴力相談支援センターを中心とした調整会議を開催します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)

## (2) 職務関係者の資質向上

### 【現状】

#### ○職務関係者に求められるもの

配偶者等からの暴力被害者を支援するに当たっては、その安全確保を前提として、被害者を取り巻く現状及び問題の総合的な把握、被害者の意思の尊重やプライバシーの保護、不適切な対応による二次的被害の防止や相談を受ける際の具体的な面接技術等、職務関係者には多くのものが求められている。

### 【課題】

#### ○知識・技能の習熟

それぞれの機関が担う役割の違いによって、被害者に適切に対応するための個別の知識・技能を習熟していくことが必要である。

#### ○相談員の人材確保及び資質向上

相談員の人材確保のための環境整備や相談支援の質の向上を図るための取組が必要である。【再掲】

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
①相談・支援指針等の活用	被害者から相談を受ける際の基本姿勢、支援のあり方等について、国において策定される相談・支援指針等を活用し、相談・支援の質の向上に努めます。 再掲：2－(2) 相談体制・対応の充実－⑥	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
②職務関係者への研修	被害者からの相談に直接対応する女性相談支援員や、市町村担当者、その他職務関係者に対し、配偶者等からの暴力の特性を理解するための研修やカウンセリング研修、不適切な対応による二次的被害が生じることのないよう配慮するための体系的な研修を実施し、質の高い支援の維持・向上を図ります。また、研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点、関連する法制度について幅広く情報を提供します。 再掲：2－(2) 相談体制・対応の充実－⑦	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
③警察における適切な対応の徹底	被害者からの相談に対応する職員や、配偶者暴力・ストーカー事案担当者等に対し、相談を受けるときの基本姿勢、配偶者等暴力事案の特性等及び相談、援助措置の申出を受けたときの適切な対応等について研修を行います。 再掲：2－(2) 相談体制・対応の充実－⑧	警察本部 人身安全対策課

### (3) 民間団体との協働

#### 【現状】

##### ○民間団体等による被害者支援

現在、被害者の自立に向けた取組に対して、民間団体からの支援金が活用されている。

##### ○被害者支援の活動を行う民間団体

現在、被害者の当事者団体については、自助グループも含めて把握されていない。

##### ○加害者の更生を支援する団体

加害者の更生を支援する団体は少ない。

#### 【課題】

##### ○民間団体等との連携・協力

被害者の保護及び支援に当たっては、被害者の多様なニーズに応じるため、市町村や公的な機関との連携はもとより、被害者支援の活動を行う民間団体やボランティア等との連携・協力が欠かせない。

#### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
①民間団体との協働による事業実施	被害者支援や加害者対策に関する各種事業の委託や、民間施設への被害者の一時保護委託等、民間団体との協働による事業実施を推進します。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
②民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ	地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員等に対し、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに関する啓発資料の配布や研修等を実施し、地域からの被害者の発見や通報についての協力を求めます。 再掲：2－（1）発見・通報－②	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 生活福祉部 福祉政策課
③医療機関等との連携・協力	配偶者暴力防止法第6条の趣旨を踏まえ、医療関係者向けの資料を作成及び配布し、医療関係者が被害者の発見、通報において積極的な役割を果たすことができるように支援します。また、医療機関等が組織的に取り組めるような支援を行うとともに、当該機関との連携及び協力を図ります。 再掲：2－（1）発見・通報－③	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター） 保健医療介護部 保健医療総務課 医療政策課 病院事業局 総務企画課
④民間団体、自助グループへの支援	被害者支援を行う民間団体やボランティア等に対して、その活動を支援するための情報提供等を行います。また、地域の実情に応じて、被害者へ自助グループの情報提供を行います。	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）

## (4) 苦情の適切かつ迅速な処理

### 【現状】

#### ○苦情への対応

各職務に関して寄せられた苦情については、当該機関においてそれぞれで対応している。

県の対応に関する県民からの苦情を中立公正な立場で処理する機関として県行政オンブズマンが設置されている。

### 【課題】

#### ○苦情への適切な対応

苦情等に対しては組織として対応し、処理する体制を整える必要がある。

### 【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
① 各機関における苦情処理の体制整備	各機関において、被害者が気軽に意見を言えるような雰囲気づくりを目指します。また、申立てのあった苦情に関しては、組織として対応し、それを誠実に受け止め、適切かつ迅速な処理に努めます。苦情に対する処理結果については、可能な限り苦情を申し出た被害者に説明を行い、関係者に周知します。	関係各課（関係機関）
② 行政オンブズマンの活用	県行政オンブズマンと連携し、県の対応に関する県民から寄せられた苦情に対し、適切かつ迅速に対応します。	関係各課（関係機関）

## 【参考資料】

- 資料1 「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定経過
- 資料2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」
- 資料3 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画策定等委員会設置要綱
- 資料4 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画策定委員会委員名簿
- 資料5 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画策定等庁内幹事会設置要綱
- 資料6 沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議設置要綱
- 資料7 用語解説
- 資料8 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する事業等一覧

**資料1 「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定経過**

年月	基本計画策定等委員会	基本計画策定等庁内幹事会
令和5年12月		第1回 基本計画策定等庁内幹事会 (R5.12.26)
令和6年1月	第1回 基本計画策定等委員会 (R6.1.12)	
令和6年2月	パブリックコメント実施 (R6.2.2～R6.3.1)	
令和6年3月	第2回 基本計画策定等委員会 (R6.3.22)	第2回 基本計画策定等庁内幹事会 (R6.3.22)

## 資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

発令：平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和5年5月19日法律第30号

### 目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

##### （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

##### （女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

##### （女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

##### （協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

##### （秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

#### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

#### (接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

#### （退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶

者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

#### （管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ第二一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

#### (公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

#### (電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護

命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

#### (退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるときに交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
------------	-----------------	--

第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項

第二百十五條第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一條の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一條第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

**(最高裁判所規則)**

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**第五章 雑則**

**(職務関係者による配慮等)**

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

**(教育及び啓発)**

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

**(調査研究の推進等)**

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

**(民間の団体に対する援助)**

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

**(都道府県及び市町村の支弁)**

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

**(国の負担及び補助)**

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

**第五章の二 補則**

**(この法律の準用)**

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、 第十一条第二項第二号及び第三項第二号、 第十二条第一項第一号から第四号まで並びに 第十二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条 第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

#### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

##### （検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令

の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

**（検討）**

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

**（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**（経過措置）**

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

**（施行期日）**

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

**（施行期日）**

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

**（その他の経過措置の政令への委任）**

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**（検討等）**

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

**（施行期日）**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

**（政令への委任）**

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

**（施行期日）**

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号） 抄

**（施行期日）**

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

**（保護命令事件に係る経過措置）**

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

- 2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。
- 3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

**(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)**

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

- 2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

**(罰則の適用に関する経過措置)**

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

**(政令への委任)**

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**(検討)**

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

### 資料3 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画策定等委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 個人の人権を害し、男女平等の実現の妨げとなっている、配偶者からの暴力を容認しない社会を実現するために、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）の策定等を目的に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (職務)

第2条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定及び改定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定等に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員でもって構成する。

- 2 委員の任期は3年以内とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選とする。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

#### (庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、子ども生活福祉部女性力・平和推進課において処理する。

#### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年6月8日から施行する。

この要綱は、平成21年8月5日から施行する。

この要綱は、令和5年12月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委 員
学識経験者
沖縄弁護士会が推薦する者
沖縄県医師会が推薦する者
(社) 沖縄県看護協会が推薦する者
沖縄県民生委員児童委員協議会が推薦する者
沖縄県人権擁護委員連合会が推薦する者
(財) おきなわ女性財団常務理事
沖縄県母子生活支援施設協議会が推薦する者

資料4 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本  
計画策定等委員会委員名簿

氏名	役職	区分
矢野 恵美	国立大学法人琉球大学法科大学院 教授	学識経験者
村上 尚子	こころ法律事務所 弁護士	法律
依光 たみ枝	沖縄県医師会 医師	医療
知念 望	公益社団法人沖縄県看護協会 副会長	医療
喜納 明美	沖縄県民生委員・児童委員協議会 副会長	福祉
宮里 秀勝	沖縄県人権擁護委員連合会 那覇協議会常務委員	人権
上與那原 美和子	公益財団法人おきなわ女性財団 常務理事	民間団体
當眞 郁子	県母子生活支援施設協議会 会長	保護施設等

## 資料5 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画策定等庁内幹事会設置要綱

### (設置)

第1条 配偶者からの暴力を容認しない社会を実現するために、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）の策定等を目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画策定等庁内幹事会（以下「庁内幹事会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 庁内幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画策定等委員会に附する基本計画の策定及び改定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定等に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 庁内幹事会は、別表第1に掲げる幹事をもって構成する。

2 庁内幹事会に幹事長と副幹事長を各1名置く。幹事長は女性力・平和推進課長の職にある者、副幹事長は青少年・子ども家庭課長の職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 庁内幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 幹事長が欠けたとき、又は幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代行する。

### (作業部会)

第5条 庁内幹事会を補佐し、円滑な運営を図るため、庁内幹事会のもとに作業部会を置く。

- 2 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 基本計画の策定及び改定に係る庁内における実務的な企画立案及び連絡調整に関すること。
  - (2) その他この計画の策定等に必要な事項に関すること
- 3 作業部会は、別表第2に掲げる部会員をもって構成する。
- 4 作業部会に部会長と副部会長を各1名置く。部会長は、女性力・平和推進課班長（男女共同参画担当）の職にある者、副部会長は青少年・子ども家庭課班長（母子福祉担当）の職にある者をもって充てる。
- 5 前条の規定は、作業部会についてもこれを準用する。この場合において、「庁内幹事会」とあるのは「作業部会」、「幹事長」とあるのは「部会長」、「副幹事長」とあるのは「副部会長」、「幹事」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

### (庶務)

第6条 庁内幹事会及び作業部会に関する庶務は、子ども生活福祉部女性力・平和推進課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、幹事会及び作業部会の運営その他必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年8月15日から施行する。

この要綱は、平成21年8月5日から施行する。

この要綱は、令和5年12月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）

庁内幹事会	
子ども生活福祉部	女性力・平和推進課長 青少年・子ども家庭

別表第2（第5条関係）

作業部会	
子ども生活福祉部	女性力・平和推進課 男女共同参画班長 青少年・子ども家庭課 母子福祉班

	課長 女性相談所長 福祉政策課長 保護・援護課長		長 女性相談所 相談班長 中央児童相談所 相談班長 南部福祉事務所 地域福祉班長 保護・援護課 保護・自立支援班長
保健医療部	保健医療総務課長	保健医療部	保健医療総務課 総務企画班長
商工労働部	雇用政策課長 労働政策課長	商工労働部	雇用政策課 雇用対策班長 労働政策課 能力開発班長
土木建築部	住宅課長	土木建築部	住宅課 管理班長
教育庁	義務教育課長 県立学校教育課長	教育庁	義務教育課義務 教育指導班長 県立学校教育課 普通教育班長
警察本部	人身安全対策課長	警察本部	人身安全対策課 係長

## 資料6 沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議設置要綱

### 沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議設置要綱

#### (目的)

第1条 配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の防止及び被害者の保護・支援の効果的な実施のために、関係機関が相互に情報を交換し、問題に対する認識の共有化と連携強化を図ることを目的として、沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) DV対策に関する相互の連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) DV防止のための広報啓発に関すること。
- (3) 「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の推進に関すること。
- (4) その他連絡会議が必要と認めた事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表にある者をもって充てる。
- 3 連絡会議に会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、沖縄県子ども生活福祉部女性力・平和推進課長をもって充て、副会長は沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課長をもって充てる。

#### (会長)

第4条 会長は、会務を総括し、会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 連絡会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 連絡会議は、会長を議長とする。
- 3 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

#### (庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、沖縄県子ども生活福祉部女性力・平和推進課において処理する。

#### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成23年12月9日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成26年9月5日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成27年8月11日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### 別表（第3条関係）

機関・団体名	委員
沖縄弁護士会	長又は長が推薦する者
沖縄県医師会	〃
(社) 沖縄県看護協会	〃
沖縄県人権擁護委員連合会	〃
沖縄県民生委員児童委員協議会	〃
那覇地方法務局人権擁護課	〃
那覇地方検察庁	〃
日本司法支援センター沖縄地方事務所（法テラス沖縄）	〃

沖縄労働局職業安定部訓練課	〃
沖縄県子ども生活福祉部女性力・平和推進課	長
沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課	長
沖縄県女性相談所（沖縄県配偶者暴力相談支援センター）	長又は長が推薦する者
沖縄県中央児童相談所	〃
沖縄県教育庁県立学校教育課	〃
沖縄県教育庁義務教育課	〃
沖縄県教育庁生涯学習振興課	〃
沖縄県病院事業局病院事業総務課	〃
沖縄県警察本部人身安全対策課	〃
那覇市 （男女共同参画担当課及び婦人保護事業担当課）	〃
浦添市 （男女共同参画担当課及び婦人保護事業担当課）	〃
沖縄市 （男女共同参画担当課及び婦人保護事業担当課）	〃
更生保護法人がじゅまる沖縄	〃

オブザーバー
那覇地方裁判所
那覇家庭裁判所

## 資料7 用語解説

### あ行

#### ○一時保護所、一時保護

一時保護所とは沖縄県女性相談支援センターに付設された一時保護するための施設。一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合等に行うものであり、入所した者に衣食その他日常生活に必要なものを給付するとともに、健康状態の把握、医学的又は心理的支援等必要な援助を行う。

#### ○沖縄県女性相談支援センター

沖縄県が昭和47年に旧売春防止法に基づき「婦人相談所」が設置（平成8年4月から「女性相談所」に名称変更）し、元々は要保護女子の保護更生に関する業務を行っていた。

令和6年4月から施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、「女性相談支援センター」へと名称変更し、困難な問題を抱える女性からの様々な相談に応じている。

### か行

#### ○学齢児童

満6歳になった日の翌日からの最初の学年のはじめから満12歳になった日の学年の終わりまでの年齢の子ども。

### さ行

#### ○市町村基本計画

市町村において定める配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画。市町村において行われている被害者に対する自立支援施策の充実等の取組を一層充実させるため、平成19年の法改正において努力義務となった。

#### ○障害福祉サービス

障害福祉サービスとは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われるサービスのことをいう。「障害福祉サービス」には、介護の支援を受ける「介護給付」（居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援）、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」（自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、共同生活援助（グループホーム））がある。

#### ○ショートステイ

保護者の疾病、出産、事故等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業。

#### ○人権教育指導者研修会

学校教育、社会教育、福祉関係者等が一堂に会し、DV や虐待など、人権に関する今日的課題について講演会、講義、ワークショップ等を通して人権教育指導者としての資質向上を図ることを目的に行う研修会。

#### ○スクールカウンセラー

学校における児童生徒理解及びカウンセリング機能等の充実を図り、児童生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、小学校、中学校及び高等学校へ配置されているカウンセラー。

#### ○スクールソーシャルワーカー

学校において、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整などの支援を行う者。

#### ○スーパービジョン

支援者がより高い知識や技術を身につけるため、より経験のある者が経験の浅い者を支援する実践指導の場のことをいう。

#### ○接近禁止命令

加害者が被害者の身边につきまったり、被害者の住居（共に生活をしていた住居は除かれる。）、勤務先等の付近をはいかいすることを1年間禁止する命令。

被害者と同居する未成年の子（15歳以上の子については、子の同意が必要）や被害者の親族等（当該親族等の同意が必要）も対象となる。再度の申立ても可能。

### た行

#### ○退去命令

加害者に、被害者と共に生活していた住居から2か月間退去（住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより6か月間）することを命じるもの。再度の申立ても可能。

#### ○第3号被保険者、第1号被保険者

国民年金制度における被保険者は職業などによって下記の3種類に分けられる。

- ① 第1号被保険者 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農業、自営業、無業などの人や学生（第2号、第3号被保険者に該当しない人）
- ② 第2号被保険者 厚生年金保険や共済組合に加入している者
- ③ 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人（健康保険などで被扶養者と認定された人）

#### ○代理受傷

外傷体験を負った人の話に耳を傾けることで、支援者自身が自らも同様の心理状態に陥ること。症状としては、被害者が描写した外傷体験がフラッシュバックや悪夢として体験される、家族の安全を極度に心配する、配偶者や恋人と親密な関係を維持できなくなる、支援者としての適性を疑うようになる、等が含まれる。

## ○トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間や休日に不在となる家庭において児童を養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導や食事の提供等を行う事業。

## な行

### ○ネグレクト

「児童虐待」の分類のひとつ。

具体的には、家に閉じこめる（登校させない）、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する、子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない（愛情を与えない）、食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させるなど。

## は行

### ○配偶者等

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する「配偶者」には、婚姻の届出をしていない「事実婚」や離婚後（事実婚の方が事実上離婚したと同様の事情に入ることも含む）も引き続き暴力を受ける場合も含む。

また、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除く。）からの暴力や生活の本拠を共にする交際関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合も対象としている。

法の中で定義される「配偶者」と本計画で定義する「配偶者等」は同様である。

更に、同性カップルについても配偶者等に含まれる。

### ○配偶者等からの暴力

「配偶者等からの暴力」は、配偶者等からの身体に対する暴力（「身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。

なお、保護命令制度については、「身体に対する暴力」「生命・身体に対する脅迫」「自由・名誉・財産に対する脅迫」が対象となる。

生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（デートDV）を受けた者については、配偶者暴力防止法における被害者には含まれませんが、本計画においては、デートDVに関する取組（暴力の未然防止のための取組や啓発等）も対象としている。

### ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制（発見者による通報、配偶者暴力相談支援センターによる保護等、裁判所による保護命令その他この法律で規定されている措置等）を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため制定された法律（平成13年公布施行）。

### ○配偶者暴力相談支援センター、沖縄県配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者暴力防止法第3条に基づき設置された、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護のための業務を行う機能を果たす施設

をいう。

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設のうち、沖縄県女性相談支援センターについては、「沖縄県配偶者暴力相談支援センター」として県内の各配偶者暴力相談支援センターの中心となる施設としている。

### ○バーンアウト、燃え尽き

疲労、しらけ、無力感等を覚え、働く気力をなくしてしまう現象をいう。

### ○ピアカウンセリング

「ピア」は仲間、同等の人の意。同じ職業や障害をもっているなど、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリングをいう。

### ○PTSD（ピーティーエスディ）

英語の「Post-Traumatic Stress Disorder（ポストトラウマティック・ストレス・ディスオーダー）」の略。日本語では「（心的）外傷後ストレス障害」と訳される。

PTSDは、死に直面するか又は重傷を負うような出来事、自分や他人の存在にかかわる危険な出来事に巻き込まれたこと（トラウマ体験）により生ずる精神的後遺症である。症状としては、思い出したくないのにそのトラウマを何回も思い出してしまう、白昼夢のようにまた同じ体験をしているように感じる、逆にトラウマの一部をどうしても思い出せない等がある。不眠やイライラもよく見られる。

### ○女性相談支援員

女性相談支援員の前身は、旧売春防止法において「婦人相談員」として規定され、「要保護女子」の発見、相談への対応、必要な指導等を行うこととされていた。

令和6年4月から施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、「女性相談支援員」へと名称変更し、離婚問題、生活困窮問題、配偶者等からの暴力の問題等、様々な困難な問題を抱える女性への相談に応じている。

### ○保護命令

配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等、自由、名誉、財産に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者等からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者等に対して発する命令。

(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の同居の子への電話等禁止命令、(5)被害者の親族等への接近禁止命令、(6)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型がある。

また、配偶者等である相手方が保護命令に違反すると2年以下の懲役又は万円以下の罰金に処せられる。

### ○ひとり親家庭等日常生活支援事業、家庭生活支援員

ひとり親家庭等日常生活支援事業とは、母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父が、技能習得のために通学するなど、自立促進のために必要な事由や、冠婚葬祭などの社会的事由および疾病などにより、一時的に育児、家事等の支援を必要とする場合

に、支援員（家庭生活支援員）を派遣して世帯を支援する事業。家庭生活支援員の派遣を受けたいときは、事前に登録が必要。登録の申請窓口は市町村担当課。

#### ○母子父子寡婦福祉資金貸付金

沖縄県では、母子・父子家庭及び寡婦の生活の安定とその自立の助長を図り、児童の福祉を増進するため、事業開始資金や修学資金、修業資金など各種資金の貸付けを行っている。

貸付の条件や償還方法等については、県福祉事務所に配置された母子自立支援員が相談に応じている。申請窓口は市町村担当課。

### ま行

#### ○民事法律扶助制度

日本司法支援センター（法テラス）の業務の一つで、資力に乏しい国民などが法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（無料相談援助）、弁護士・司法書士の費用の立て替え（代理援助、書類作成援助）を行うもの。

#### ○（県営住宅の）目的外使用（DV被害者）

県営住宅の入居要件を満たすDV被害者のうち、県営住宅の一時的な使用を希望する者に対して、沖縄県公有財産規則に基づき行政財産（県営団地）の一時使用を許可すること。

県営住宅の目的外使用にあたっては、県営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲内で、補助金適正化法の規定に基づく承認が必要となる。

資料8 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する事業等一覧

基本目標	重点事項	施策番号	関連事業及び取組内容	担当課及び関係課	
1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進	(1) 人権教育・啓発活動の推進	①	・人権教育指導者研修会	生涯学習振興課	
		①	・『学校教育における指導の努力点』において、人権教育を学校の教育計画に位置付け、教育活動全体を通じた、組織的、計画的な人権教育の推進	義務教育課 県立学校教育課	
		①	・生命の安全教育	保健体育課	
		②	・DV対策事業（一般県民対象のDV問題についての講演会、DV防止・被害者支援リーフレット作成及び配布、中高校生対象DV予防啓発講座等）	女性力・ダイバーシティ推進課	
		②	・パープルリボン等を活用した「女性に対する暴力をなくす運動」の広報啓発等の取組の促進	女性力・ダイバーシティ推進課	
		③	・県や市町村等からの要請に応じて講演会等に職員派遣、配偶者暴力防止法、暴力の防止等に関するリーフレット作成	警察本部 人身安全対策課	
	(2) 地域における活動	①	・DV防止対策に係る職務関係者対象の被害者支援研修	女性力・ダイバーシティ推進課	
		②	・市町村で取り組む「女性に対する暴力をなくす運動」の広報啓発等の取組の促進	女性力・ダイバーシティ推進課	
		②	・市町村基本計画策定に係る市町村への情報提供及び助言	女性力・ダイバーシティ推進課	
		③	・民生委員・児童委員に対し、講演会等への参加呼びかけ	女性力・ダイバーシティ推進課 福祉政策課	
	(3) 加害者対策への取組	①	・DV加害防止のための講座等の開催及び広報啓発	女性力・ダイバーシティ推進課	
		①	・若年者に対するデートDV等の予防講座の開催	女性力・ダイバーシティ推進課 義務教育課 (市町村教育委員会) 県立学校教育課 総務私学課	
		②	・DV加害者更生相談窓口の設置・運営	女性力・ダイバーシティ推進課	
		③	・加害者更生プログラムの検討	女性力・ダイバーシティ推進課	
	2 被害者の保護のための体制整備	(1) 発見・通報	① ③	・DV防止・被害者支援リーフレットの作成	女性力・ダイバーシティ推進課
			①	・沖縄県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）についての広報のためのリーフレット等の作成	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)

基本目標	重点事項	施策番号	関連事業及び取組内容	担当課及び関係課
2 被害者の保護のための体制整備	(1) 発見・通報	②	・ 女性支援（困難な問題を抱える女性への支援、配偶者等からの暴力の防止等）に関する研修会（支援者向け）の実施	女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）
		②	・ 民生委員・児童委員に対し、研修会への参加呼びかけ、発見・通報への協力依頼	福祉政策課
		②	・ 人権擁護委員に対し、沖縄県人権啓発活動ネットワーク協議会を通して発見・通報について協力依頼	女性力・ダイバーシティ推進課
		③	・ 医療機関との連携・協力（文書依頼通知、医師会との連絡会議等）	保健医療総務課 医療政策課 病院事業局 総務企画課
		④	・ 児童相談所における相談、児童虐待問題からの被害者の早期発見	こども家庭課 （児童相談所）
		④	・ 市町村（地域包括支援センター）における高齢者虐待相談等からの被害者の早期発見	地域包括ケア推進課
		⑤	・ スクールソーシャルワーカー配置事業	義務教育課
		⑥	・ 通報者に応じた情報提供、助言、説明、関係機関への通告等状況に応じた適切な支援	女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）
		⑥	・ 被害者の意思に沿った、加害者の検挙や指導・警告等	警察本部 人身安全対策課
	(2) 相談体制・対応の充実	①	・ 沖縄県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）における心理療法師、精神科嘱託医師、弁護士、生活指導員、児童指導員等の配置	女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）
		②	・ 沖縄県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の整備体制の充実と機能強化	女性力・ダイバーシティ推進課
		③	・ 市町村に対する配偶者暴力相談支援センターの設置促進	女性力・ダイバーシティ推進課 （配偶者暴力相談支援センター）
		③	・ 市町村に対する働きかけ（女性相談支援員の設置、被害者からの相談窓口の設置）	女性力・ダイバーシティ推進課 （配偶者暴力相談支援センター）
		④	・ 女性相談支援員の活用による的確な援助の実施	女性力・ダイバーシティ推進課 （配偶者暴力相談支援センター）
		⑤	・ リーフレット等を活用した相談窓口の周知及び身近な行政主体としての市町村窓口の設置の促進	女性力・ダイバーシティ推進課 （配偶者暴力相談支援センター）
	⑥	・ 相談・支援指針等の活用	女性力・ダイバーシティ推進課 （配偶者暴力相談支援センター）	

基本目標	重点事項	施策番号	関連事業及び取組内容	担当課及び関係課
2 被害者の保護のための体制整備	(2)相談体制・対応の充実	⑦	・女性支援（困難な問題を抱える女性への支援、配偶者等からの暴力の防止等）に関する研修会（支援者向け）の実施（再掲）	女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）
		⑦	・DV防止対策に係る職務関係者対象の被害者支援研修（再掲）	女性力・ダイバーシティ推進課
		⑧	・被害者からの相談への対応、被害者に対する防犯指導や申出による援助の措置	警察本部 人身安全対策課
		⑧	・実務担当者等に対する研修会の開催	警察本部 人身安全対策課
		⑨	・スーパービジョン、ピアカウンセリング等の実施	女性力・ダイバーシティ推進課 （配偶者暴力相談支援センター）
	(3)一時保護体制・対応の充実	①	・一時保護委託先としての民間施設の開設に向けた働きかけ	女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）
		②	・緊急避難先支援策（民間の宿泊施設の提供等）の検討	女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）
		③	・緊急時及び離島等からの安全な移送体制の確保	女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）
		③	・緊急時における関係機関の連携強化による安全の確保	女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）
		④	・被害者の県外への送り出し、県外からの受入にあたっての広域措置手続き等の円滑な実施及び他都道府県との情報交換	女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）
		⑤	・施設機能の充実強化	女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）
		⑤	・生活指導員、夜間の宿直職員の配置	女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）
		⑤	・一時保護期間中の児童への学習支援及び児童相談所との連携による適切な支援	女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）
		⑥	・医療が必要な被害者について、医療機関との連携	女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）
		⑦	・在籍校との連携による学習教材の確保	女性力・ダイバーシティ推進課 （女性相談支援センター）
		⑦	・スクールカウンセラー等配置事業	義務教育課 （市町村教育委員会） 県立学校教育課

基本 目標	重点 事項	施策 番号	関連事業及び取組内容	担当課及び関係課	
2 被害者の保護のための体制整備	(3) 一時保護体制・ 対応の充実	⑧	・被害者の心身の状況等や将来の生活設計の可否を配慮した退所時期の決定	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)	
		⑨	・一時保護退所後における必要に応じた相談の継続及び他機関への実質的な引継ぎ	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)	
	(4) 一時保護所退所後の施設における保護	①	・施設（女性自立支援施設、母子生活支援施設）における入所保護の実施	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)	
		②	・福祉事務所、児童相談所等との連携	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター) こども家庭課 (児童相談所) 福祉政策課 (福祉事務所)	
		③	・母子生活支援施設等に対する研修等の実施	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)	
		④	・広域措置の円滑な実施のための、市町村との連携、調整	女性力・ダイバーシティ推進課	
		④	・入所施設退所後の関係機関との連携による援助の継続	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)	
		⑤	・被害者の県外への送り出し、県外からの受入にあたっての広域措置手続き等の円滑な実施及び他都道府県との情報交換（再掲）	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)	
	(5) 医学的・心理学的支援	①	・身体的外傷の治療、通報、援助機関についての被害者への情報提供	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター) 病院事業局総務企画課	
		①	・DV対策事業（DV防止・被害者支援リーフレット作成）（再掲）	女性力・ダイバーシティ推進課	
		②	・医療機関や保健所、精神保健福祉センター等との連携による支援	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター) 保健医療総務課 医療政策課 地域保健課 病院事業局総務企画課	
		③	・医療機関等との連携・協力（文書依頼通知、医師会等との連絡会議等）（再掲）	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター) 保健医療総務課 医療政策課	
		③	・被害者及びその子どもへの医療機関の紹介及び医療機関との連携強化	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)	
			③	・DV防止対策に係る職務関係者対象の被害者支援研修（再掲）	女性力・ダイバーシティ推進課

基本目標	重点事項	施策番号	関連事業及び取組内容	担当課及び関係課	
2 被害者の保護のための体制整備	(5) 医学的・心理学的支援	④	・ 同伴児童への児童相談所、保育所、学校等との連携、心理療法等の支援	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター) こども家庭課 (児童相談所) 義務教育課 (市町村教育委員会) 県立学校教育課	
		⑤	・ 被害者へ自助グループの情報提供	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)	
	(6) 外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助	①	・ 外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等への配慮	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)	
		②	・ 市町村との連携、支援の提供	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター) 地域包括ケア推進課 障害福祉課 福祉政策課 (福祉事務所)	
		③	・ 暴力が児童に与える影響についての啓発	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター) こども家庭課 (児童相談所)	
		③	・ 児童相談所を中心とした援助の提供	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター) こども家庭課 (児童相談所)	
		④	・ 被害者と共に一時保護された児童に関して、その所在等の情報について適切な対応の徹底	義務教育課 (市町村教育委員会) 女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)	
		①	・ 沖縄県女性相談支援センター等入所者に係る実施責任者等に関する取扱い	保護・援護課	
	3 被害者の自立を支援する環境整備	(1) 経済的支援の充実	①	・ 生活保護制度の適用についての情報提供、福祉事務所との連携	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター) 福祉政策課 (福祉事務所) 保護・援護課
			②	・ 児童扶養手当制度についての情報提供、市町村との連携	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
③			・ 児童手当、特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等について、制度及び申請窓口等の情報提供	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)	

基本目標	重点事項	施策番号	関連事業及び取組内容	担当課及び関係課
3 被害者の自立を支援する環境整備	(2) 就業に向けた支援	①	・就職・再就職に必要な職業能力の開発	労働政策課
		①	・職業訓練受講中の手当支給	労働政策課
		①	・キャリアコンサルタントによる仕事よろず相談や臨床心理士によるメンタルヘルス相談	労働政策課
		①	・グッジョブセンターおきなわにおける総合的な就業支援の実施	雇用政策課
		①	・DV 被害者等を含む就職困難者等に対する就労支援の実施	雇用政策課
		①	・ハローワーク、各種訓練関連施設等についての情報提供	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
		②	・被害者の状況に応じた就業に関する相談や外部講習会等への参加の援助、段階的な就業支援	女性力・ダイバーシティ推進課
		③	・一時保護所等退所者の就職時の身元保証人を確保するための支援	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
	(3) 住宅確保に関する支援の充実	①	・県営住宅への優先入居	住宅課
		②	・県営住宅の目的外使用	住宅課
		③	・公営住宅（市町村営）への優先入居、目的外使用等についての協力依頼	女性力・ダイバーシティ推進課 住宅課
		④	・生活保護制度や民間の賃貸住宅に関する情報の提供	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
		④	・賃貸住宅契約に必要な保証人を確保するための支援の実施	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
	(4) 子育て支援	①	・ひとり親家庭等の児童に対する保育所の優先入所等についての情報提供、利用促進	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
		②	・子育て短期支援事業についての情報提供、利用促進	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)

基本目標	重点事項	施策番号	関連事業及び取組内容	担当課及び関係課
3 被害者の自立を支援する環境整備	(4)子育て支援	③	・ひとり親家庭等日常生活支援事業についての情報提供、利用促進	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
		④	・住民票を異動していなくても受けられるサービスについての情報提供	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
	(5)児童生徒の就学についての支援	①	・在籍校との連携、学習ボランティアの確保	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
		②	・学習支援への協力	義務教育課 (市町村教育委員会)
		②	・『学校教育における指導の努力点』の活用促進(生徒指導の充実、スクールカウンセラー、巡回教育相談員等)	義務教育課 (市町村教育委員会)
		②	・スクールカウンセラー等配置事業	義務教育課 (市町村教育委員会)
		②	・スクールソーシャルワーカー配置事業	義務教育課 (市町村教育委員会)
		②	・住民票の異動がない場合の転校手続きへの適切な対応	義務教育課 (市町村教育委員会)
		②	・学校等における適切な対応	義務教育課 (市町村教育委員会)
	(6)国民年金の加入手続等における支援	①	・被害者への制度に関する情報提供、手続き等についての支援	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
		②	・手続きが円滑に行われるよう、市町村との連携	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
	(7)医療保険の加入手続等における支援	①	・保険者(市町村及び沖縄県医師国民健康保険組合)に対する制度周知	国民健康保険課
		①	・被害者への制度に関する情報提供、手続き等についての支援(再掲)	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
		②	・手続きが円滑に行われるよう、医療保険者との連携	国民健康保険課 女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
	(8)プライバシーの保護	①	・被害者のプライバシーの保護の徹底	関係各課(関係機関)
		②	・住民票の閲覧制限措置について、被害者への情報提供	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
		②	・加害者に対する住民票の閲覧制限、請求事由の厳格な審査等について市町村への周知	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター) 市町村課

基本目標	重点事項	施策番号	関連事業及び取組内容	担当課及び関係課
3 被害者の自立を支援する環境整備	(9) 法的支援、司法手続に関する支援	①	・ 弁護士による法律相談	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
		①	・ 保護命令申立てにあたっての指導助言、裁判所への同行等	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
		①	・ 被害者に対する保護命令発令後の留意事項等についての情報提供	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
		②	・ 保護命令が発令された場合、被害者に対して防犯対策等を教示する等被害者との連携を密にするなどの保護対策の徹底	警察本部 人身安全対策課
		③	・ 法律相談、法律扶助制度等についての情報提供	関係各課 (関係機関)
		④	・ 子への接近禁止命令への適切な対応	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
4 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働	(1) 施策調整機能の強化	①	・ 沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡協議会の開催	女性力・ダイバーシティ推進課
		③	・ 調整会議の開催	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
	(2) 職務関係者の資質向上	①	・ 相談・支援指針等の活用 (再掲)	女性力・ダイバーシティ推進課 (配偶者暴力相談支援センター)
		②	・ DV 防止対策に係る職務関係者対象の被害者支援研修 (再掲)	女性力・ダイバーシティ推進課
		③	・ 実務担当者等に対する研修会の開催 (再掲)	警察本部 人身安全対策課
	(3) 民間団体との協働	①	・ 相談事業、啓発事業の民間委託	女性力・ダイバーシティ推進課
		①	・ 民間施設への一時保護委託	女性力・ダイバーシティ推進課
		②	・ 民生委員・児童委員に対し、民生委員・児童委員連絡協議会を通して研修会への参加呼びかけや発見・通報について協力依頼 (再掲)	女性力・ダイバーシティ推進課 福祉政策課
		②	・ 人権擁護委員に対し、沖縄県人権啓発活動ネットワーク協議会を通して発見・通報について協力依頼 (再掲)	女性力・ダイバーシティ推進課
		③	・ 医療機関との連携・協力 (文書依頼通知、医師会との連絡会議等) (再掲)	保健医療総務課 医療政策課 病院事業局総務企画課

基本目標	重点事項	施策番号	関連事業及び取組内容	担当課及び関係課
4 関連施策の推進体制の強化 と民間団体との協働	(3) 民間団体との協働	③	・ DV 防止対策に係る職務関係者対象の被害者支援研修 (再掲)	女性力・ダイバーシティ推進課
		④	・ 被害者へ自助グループの情報提供 (再掲)	女性力・ダイバーシティ推進課 (女性相談支援センター)
	(4) 苦情の適切かつ迅速な処理	①	・ 各機関における苦情に対する適切かつ迅速な処理	関係各課 (関係機関)
		②	・ 県行政オンブズマンと円滑な連携が図られるよう、オンブズマンへDVに関する資料や関係機関、その業務内容等を提供する。	関係各課 (関係機関)